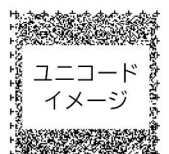


第4期清須市障害者計画
第7期清須市障害福祉計画
第3期清須市障害児福祉計画

令和6年3月
清須市





はじめに

清須市では、平成30年3月に「清須市障害者基本計画」を、令和3年3月に「第6期清須市障害福祉計画」及び「第2期清須市障害児福祉計画」を策定しました。「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」を基本理念に、障がい者（児）施策の総合的な推進に努めてまいりました。

この間、国においては「障害者基本計画（第5次）」の策定や、「障害者差別解消法」の一部改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行など、共生社会の実現に向けた取組が行われました。



また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が一部改正され、令和7年10月より障がいがある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、新たなサービス「就労選択支援」が創設されます。

清須市では、平成30年3月に策定した「清須市障害者基本計画」を踏まえ、地域でともに支えあって暮らす共生社会の実現をより具体的に推進していくため『障がいのある人もない人も、地域でともに育み支えあう共生社会の実現』を基本理念に掲げ、「第4期清須市障害者計画」・「第7期清須市障害福祉計画」・「第3期清須市障害児福祉計画」を策定しました。新たな計画では、それぞれの施策とその方向性や具体的な取組について、各年度の数値目標やサービス見込量を設定し、それら施策を着実に推進してまいります。

今後も、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の皆様がともに地域で暮らしていける共生社会の実現のため、地域での「理解」・「共生」・「安心」を柱に、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種サービスの提供体制の確保や適切な支給決定に努めてまいります。引き続き、皆様方のより一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

清須市長 永田純夫



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の期間	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の策定体制	5
5 計画の対象者と用語の使い方	7
第2章 障がいのある人の現状と課題	9
1 障がいのある人等の概況	10
2 障がいのある人へのアンケート調査	17
3 関係団体・事業所ヒアリング	27
4 市民ワークショップ	32
第3章 基本方針と基本目標	39
1 基本理念	40
2 基本方針	40
3 基本目標	43
4 計画の体系	45
第4章 障害福祉施策の展開(第4期清須市障害者計画)	47
1 啓発・理解促進	48
2 差別の解消と権利擁護	50
3 生活環境の整備	52
4 情報アクセシビリティの向上	55
5 防災・防犯	57
6 地域交流	59
7 生活支援	61
8 保健・医療	66
9 療育・保育・教育	69
10 就労	73
11 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動	76



第5章 障害福祉サービスの提供体制(第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画) ...	79
1 障害福祉計画の成果目標.....	80
2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策.....	89
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	105
4 障害児福祉計画の成果目標	117
5 障害児支援事業の見込量と確保の方策	122
第6章 計画の推進体制	129
1 計画の推進体制の整備.....	130
2 計画の達成状況の点検・評価	132
資料編.....	133
1 計画策定の経緯	134
2 清須市保健福祉策定委員会設置要綱・名簿	135
3 パブリックコメントの結果	138
4 用語解説	139





第 1 章 計画策定にあたって



1

計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

清須市(以下、「本市」という。)は、平成30年度に「第3期清須市障害者基本計画」を、令和2年度に「第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』に向け、障害福祉サービスの提供体制の確保等に取り組んでいます。

近年の障害福祉の動向として、国では令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されました。また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」では、障がいのある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなどの動きがみられます。

このような中、令和5年3月に国の「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めています。

以上のように、障害福祉施策を取り巻く状況が変化する中で、「第3期清須市障害者基本計画」及び「第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画」(以下、「前期計画」という。)が令和5年度に計画期間が終了することから、前期計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、障害福祉事業に係るニーズの変化等に対応できるよう、新たに「第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。



■障害福祉に関する動向(平成30年以降)

年	国の主な法律・制度等	概要
平成30年	障害者基本計画(第4次)の策定	共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進。地方公共団体に計画策定を努力義務化。
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍など視覚による表現の認識が困難な方が対象。視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進。
	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	障がいのある人の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の雇用状況の把握等。国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画の作成・公表を義務化(「清須市障害者活躍推進計画」策定)。
令和2年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正	共生社会の実現に向け、障がいのある人等を含むすべての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備。
令和3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	「医療的ケア児」を法律上で明確に定義し、日本の歴史上、初めて国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正	事業者に対して社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮をすることを義務づけること、国や地方公共団体の連携協力の責務を追加すること、差別を解消するための支援措置を強化すること等を規定。
令和4年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正	障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある人等の希望する生活を実現するための措置を講ずることを規定。
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備。
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行	障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を推進。



2 計画策定の趣旨

「第4期清須市障害者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして策定することができるため、本市においても、前期計画に引き続き一体のものとして策定します。

■根拠法令・計画の性格

	障害者計画(第4期)	障害福祉計画(第7期)	障害児福祉計画(第3期)
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の提供量と提供体制を確保するための計画	障害児通所支援等の提供量と提供体制を確保するための計画

2 計画の期間

「第4期清須市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

■計画の期間

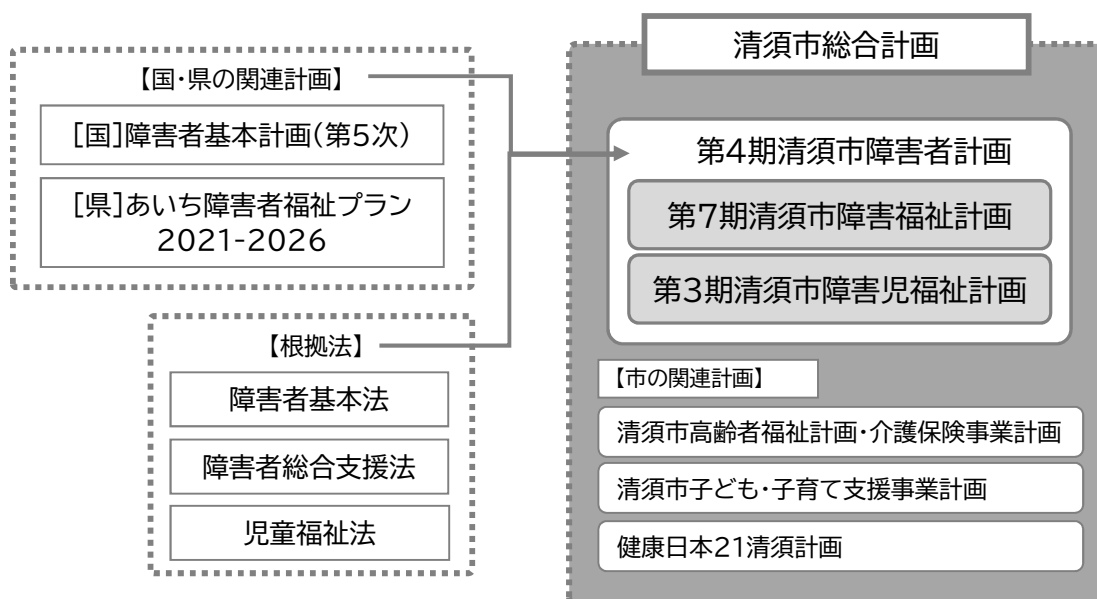
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期清須市障害者計画					
第7期清須市障害福祉計画 第3期清須市障害児福祉計画			第8期清須市障害福祉計画 第4期清須市障害児福祉計画		



3 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画(第5次)」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」等の内容と整合性を図りながら、「清須市第2次総合計画」における福祉施策の個別計画と位置づけるとともに、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■本計画と他の計画の関係性



4 計画の策定体制

1 実態調査の実施

(1) アンケート調査の実施(基準日:令和5年8月1日)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害者福祉金受給者(市独自)及び障害福祉サービス等利用者の計3,312人を対象に、清須市の障害福祉を取り巻く環境、障害福祉サービス利用の現状と課題等を把握するため、郵送・WEBによるアンケート調査を実施しました。



(2)関係団体ヒアリング

障がい者団体などを対象に、サービス利用上の課題や地域で生活していく上での課題等に関して、ヒアリングを行いました。

(3)事業所ヒアリング

障害福祉サービスを提供している事業所などを対象に、障害福祉サービスの実態や課題を把握するために、ヒアリングを行いました。

(4)市民ワークショップの実施

一般市民と当事者団体、ボランティア団体などを対象に、清須市の障害福祉を取り巻く環境の現状と課題を把握するためのワークショップを行いました。

2 清須市保健福祉計画策定委員会 障害者部会の設置

サービスを利用する障がいのある人をはじめ、事業者、雇用、教育、医療などの幅広い関係者の意見を反映するため、障がい者団体、支援団体、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などの委員で構成する「清須市保健福祉計画策定委員会」に『障害者部会』を設置し、協議しました。

3 パブリックコメントの実施

市民の意見を聴取するため、令和6年1月4日から2月5日までパブリックコメントを実施しました。



5

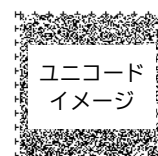
計画の対象者と用語の使い方

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。

なお、本計画では、特に障がい種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区分の必要性がある場合などを除き、総称として“障がい者”を「障がいのある人」、「障がい児」を「障がいのある児童」という表現で統一しています。また、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から「人や人の状態」を表す場合、「害」の字はひらがなで表記します。

■用語の使い方

用語	定義
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」 ○知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障がいのある人を含みます。） ○治療法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度であるものであって18歳以上の方
障がい児	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児」 ○身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がいのある児童を含みます。）





第 2 章 障がいのある人の現状と課題



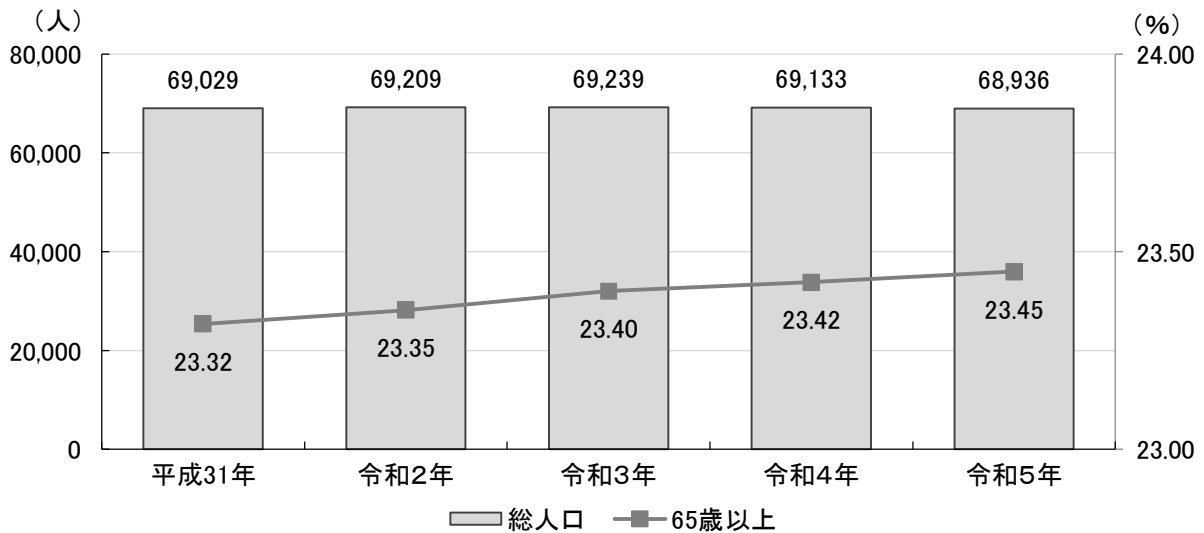
1

障がいのある人等の概況

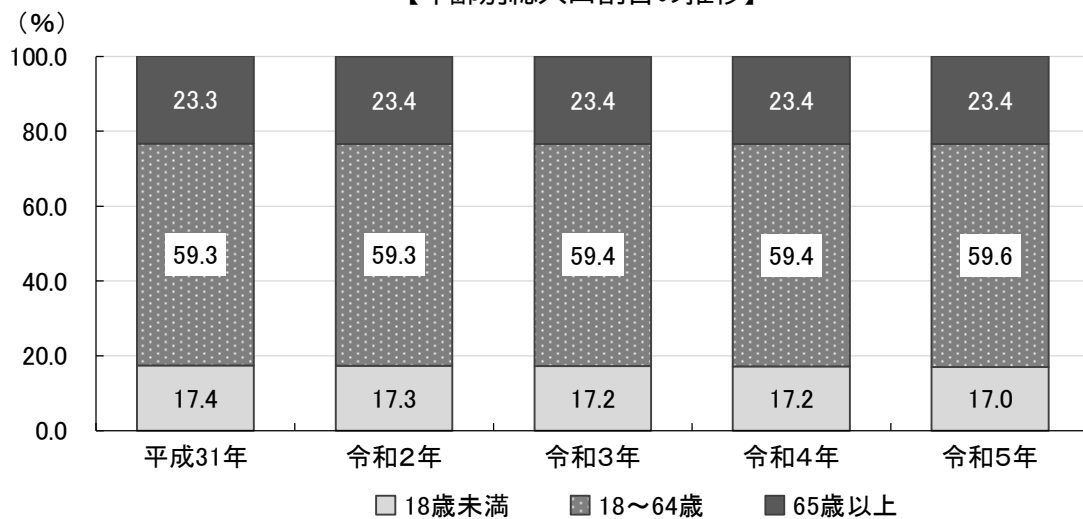
1 清須市の総人口の推移と推計

本市の令和5年4月1日時点の総人口は68,936人で、減少傾向で推移しています。年齢別の人口割合をみると、18歳未満の割合は少しずつ減少していますが、18～64歳人口、65歳以上人口の割合が少しずつ増加しています。

【清須市の人口と高齢化率の推移】



【年齢別総人口割合の推移】



資料：住民基本台帳(各年4月1日)

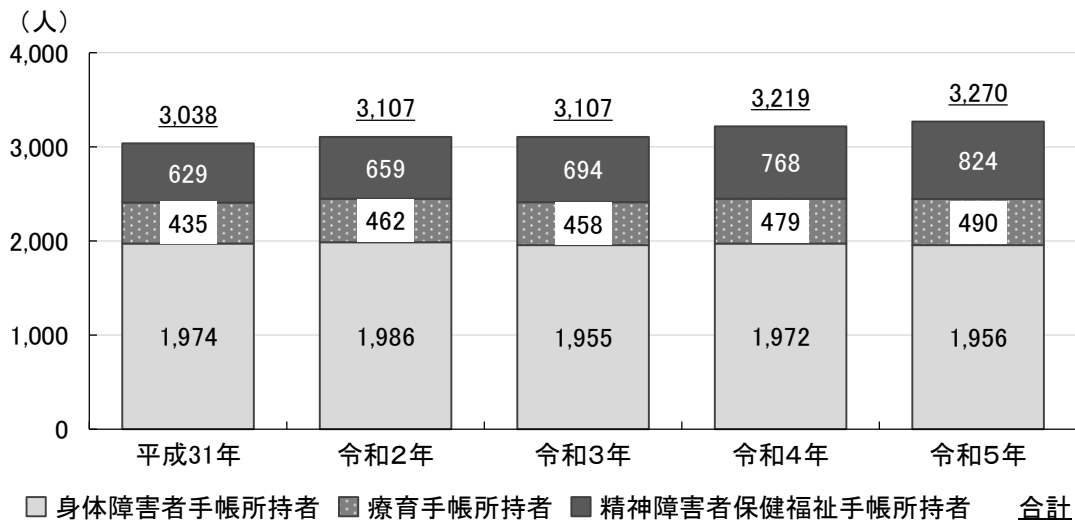


2 障害者手帳所持者数全体の推移

障害者手帳所持者数全体の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成31年の3,038人から令和5年の3,270人へと232人の増加となっています。

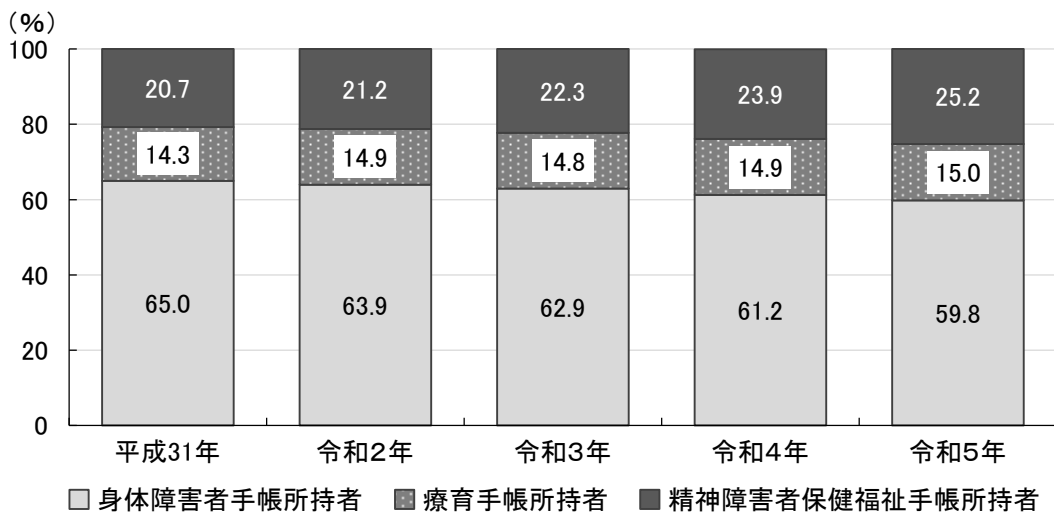
各種手帳所持者数を割合で見ると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】

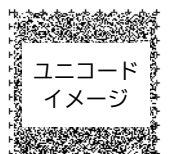


資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

【障害者手帳所持者の割合の推移】



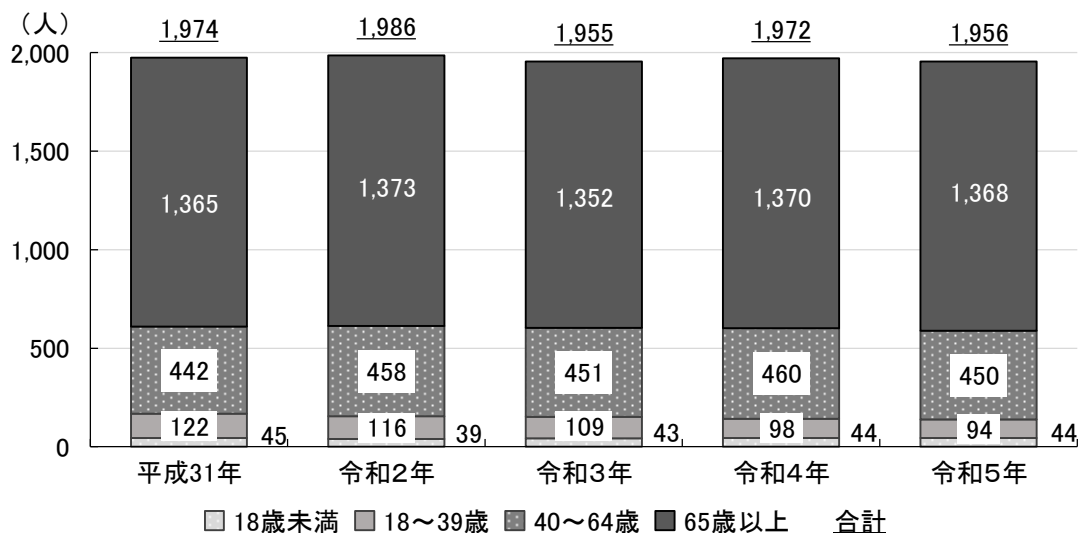
資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)



3 身体に障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和5年時点では1,956人となっています。年齢別でみると、65歳以上の占める割合が一番高くなっており、18～39歳の手帳所持者数では、減少傾向がみられます。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

【障がい種別・等級別 身体障害者手帳所持者の内訳】

単位:人

障がい種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害
18歳未満	3	4	0	29	8
18～64歳	36	47	4	273	184
65歳以上	88	83	15	640	542
合計	127	134	19	942	734

単位:人

等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
18歳未満	19	11	11	2	1	0
18～64歳	198	85	113	91	34	23
65歳以上	397	172	302	358	63	76
合計	614	268	426	451	98	99

資料:総合福祉保健システム(令和5年4月1日時点)

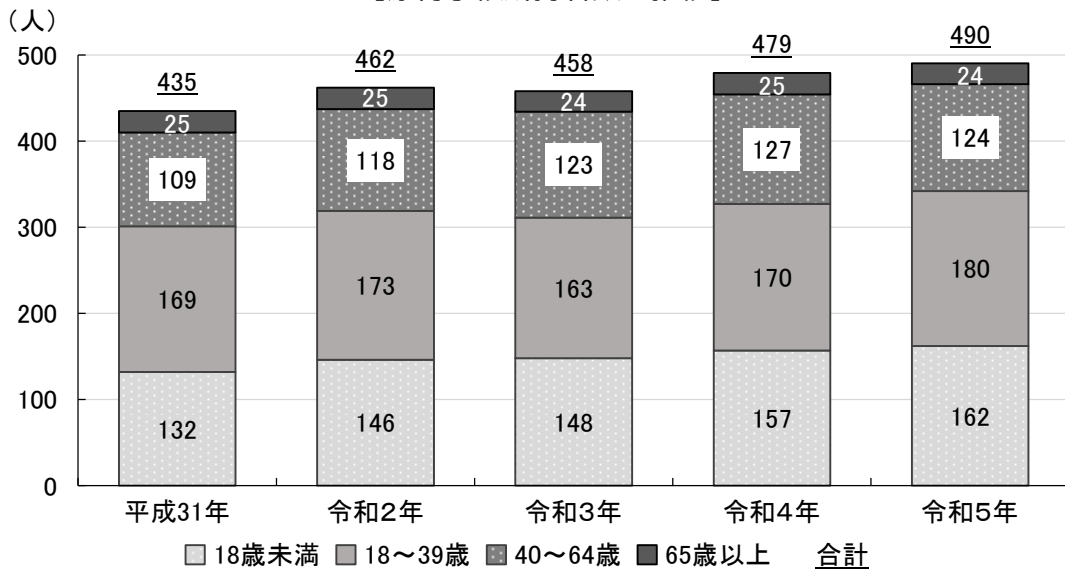


4 知的に障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年時点では490人となっています。年齢別でみると、18～39歳以上の占める割合が一番高くなっていますが、18歳未満の手帳所持者数に最も増加傾向がみられます。

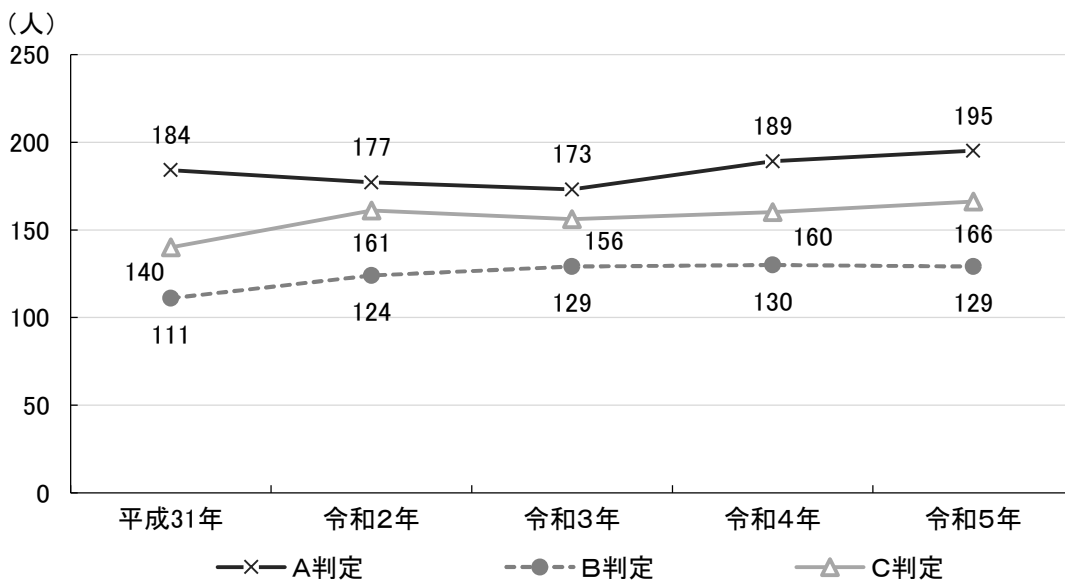
判定別でみると、平成31年から令和5年まで継続して「A判定」が最も多く、令和5年では195人となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

【判定別 療育手帳所持者の内訳の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

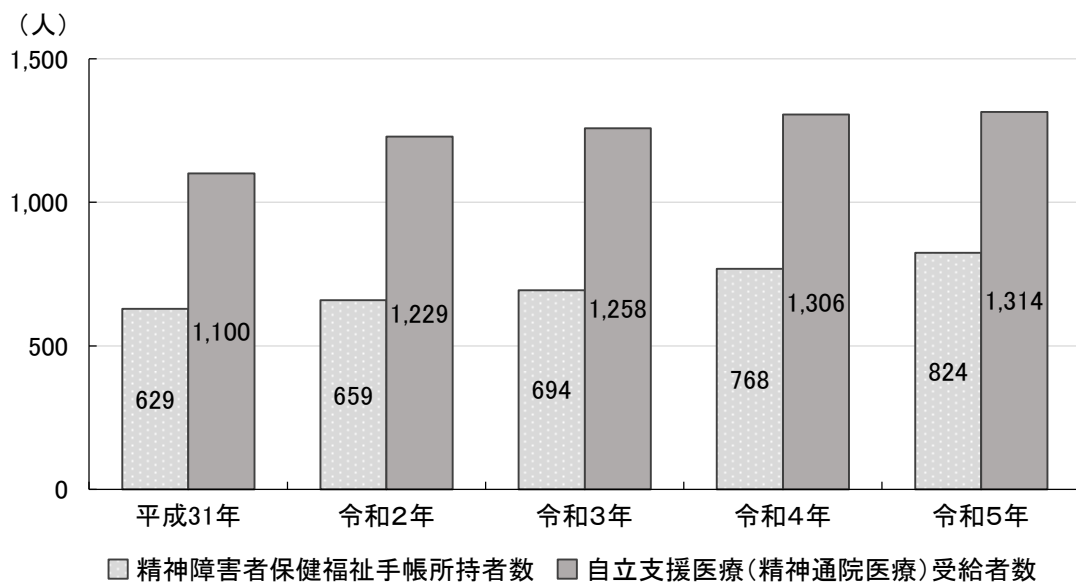


5 精神に障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年時点では824人となっています。

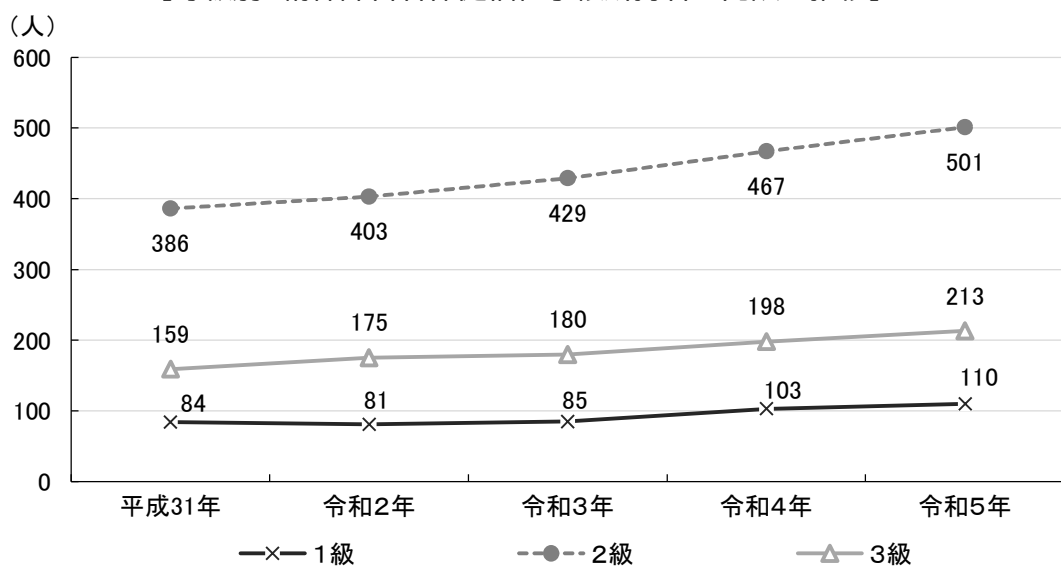
自立支援医療(精神通院医療)受給者数も同様に増加傾向にあり、令和5年時点では1,314人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

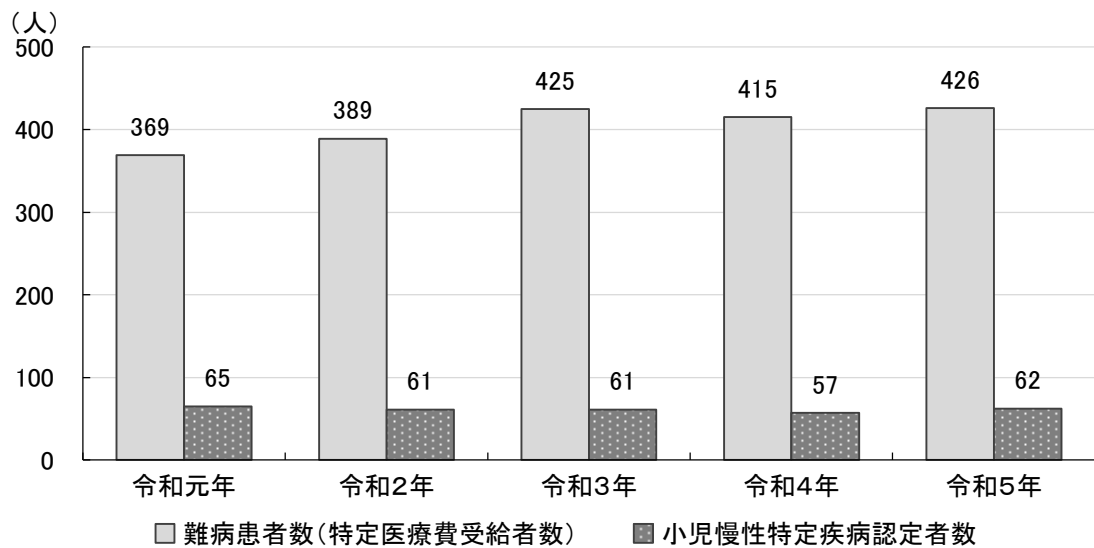


6 難病等患者の状況

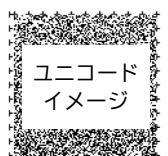
難病患者数(特定医療費受給者数)は、増減しつつも増加傾向で推移しており、令和5年時点で426人となっています。

小児慢性特定疾病認定者数も同様に増減がみられますが、減少傾向で推移し、令和5年時点で62人となっています。

【難病患者数及び小児慢性特定疾病認定者数の推移】



資料:清須保健所

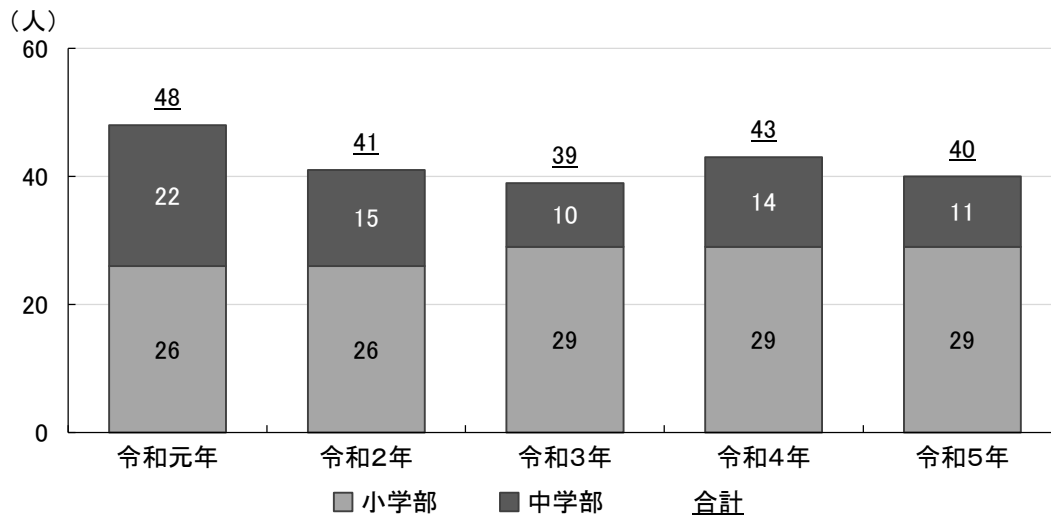


7 障がいのある児童の状況

特別支援学校に通う児童・生徒数は、増減しつつも横ばいで推移しており、令和5年時点で小学部が29人、中学部が11人となっています。

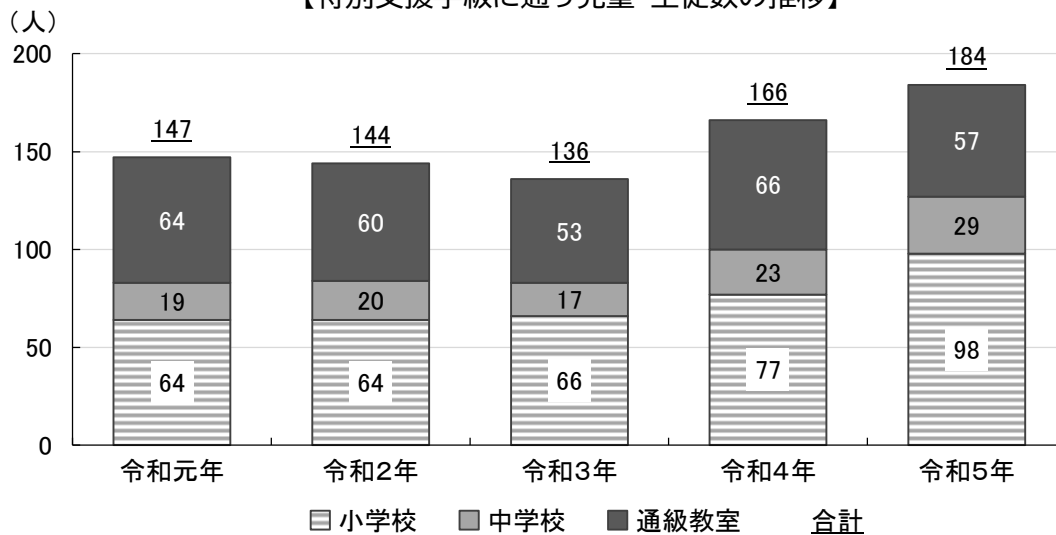
特別支援学級に通う児童・生徒は、増加傾向にあり、令和5年時点で小学校が98人、中学校が29人、通級教室が57人となっています。

【特別支援学校に通う児童・生徒数の推移】



資料:清須市教育委員会(各年5月1日時点)

【特別支援学級に通う児童・生徒数の推移】



資料:清須市教育委員会(各年5月1日時点)



2

障がいのある人へのアンケート調査

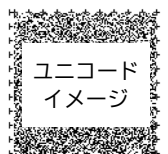
1 調査概要

本計画の策定にあたり、障害福祉に関する現状や課題、今後の意向を把握し計画策定に活かすため、障害者手帳をお持ちの方及び障害福祉サービスなどを利用されている方を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年8月22日～9月4日（調査基準日：令和5年8月1日）		
調査対象者	市内にお住いの障害者手帳をお持ちの方及び障害福祉サービスなどを利用されている方		
調査票の配布・回収	郵送配付、郵送回収又はWEB回答		
配布数	3,312 件	回収数	1,494 件(回答率:45.1%)

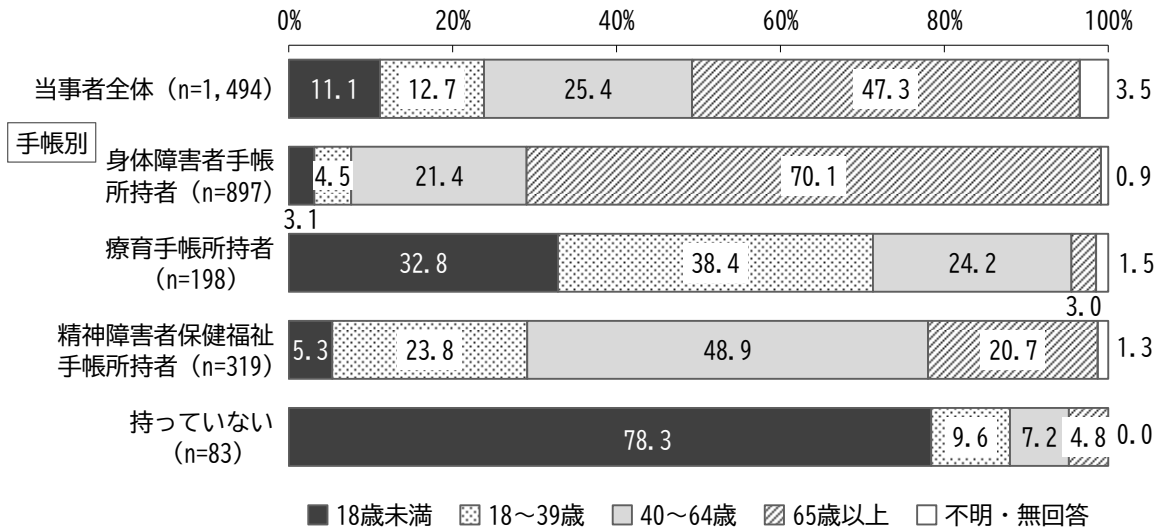
2 グラフ等をみる際の留意点

- 図表中の「n 数(number of case)」は集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を示しています。
- クロス集計における手帳別のn数について、手帳を複数所持する回答者がいるため、「当事者全体」と「手帳別」(身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者手帳所持者、持っていないの合計)のn数は一致しません。
- グラフの中の「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問(1つだけに○をつけるもの)であっても合計が100.0%にならない場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が著しく困難なものです。



3 調査結果

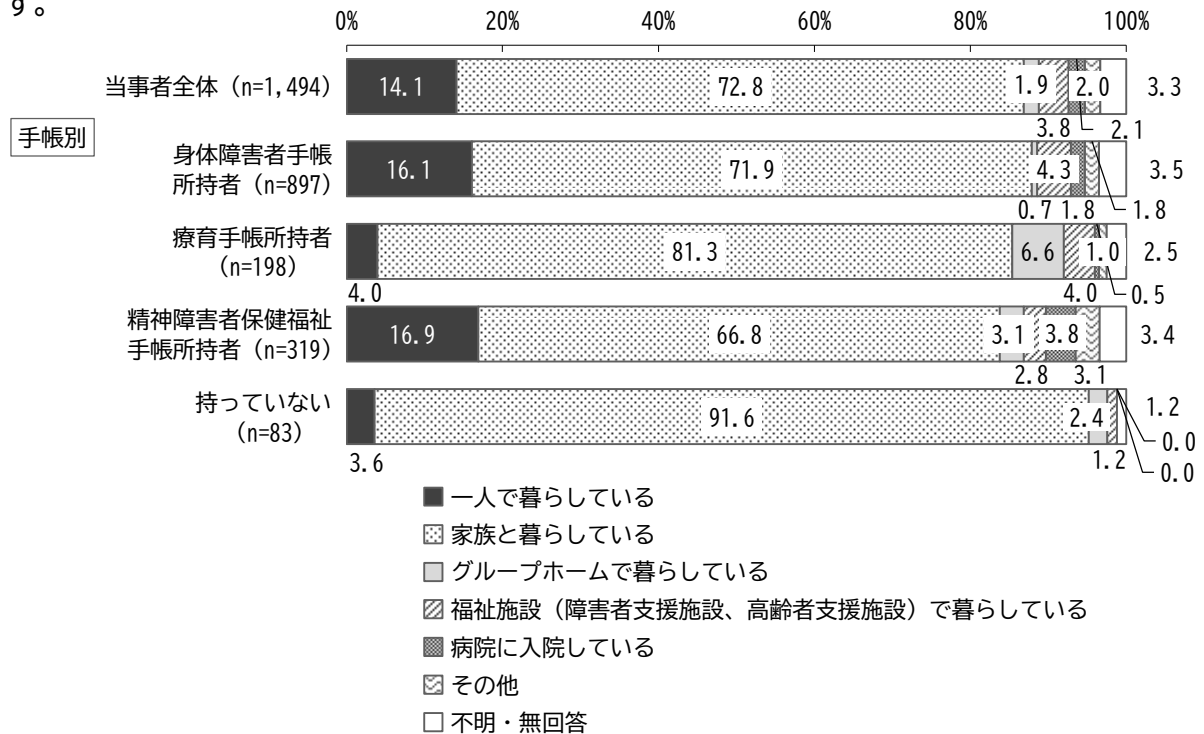
■調査対象者の障害者手帳別・年齢別の内訳



(1)生活環境

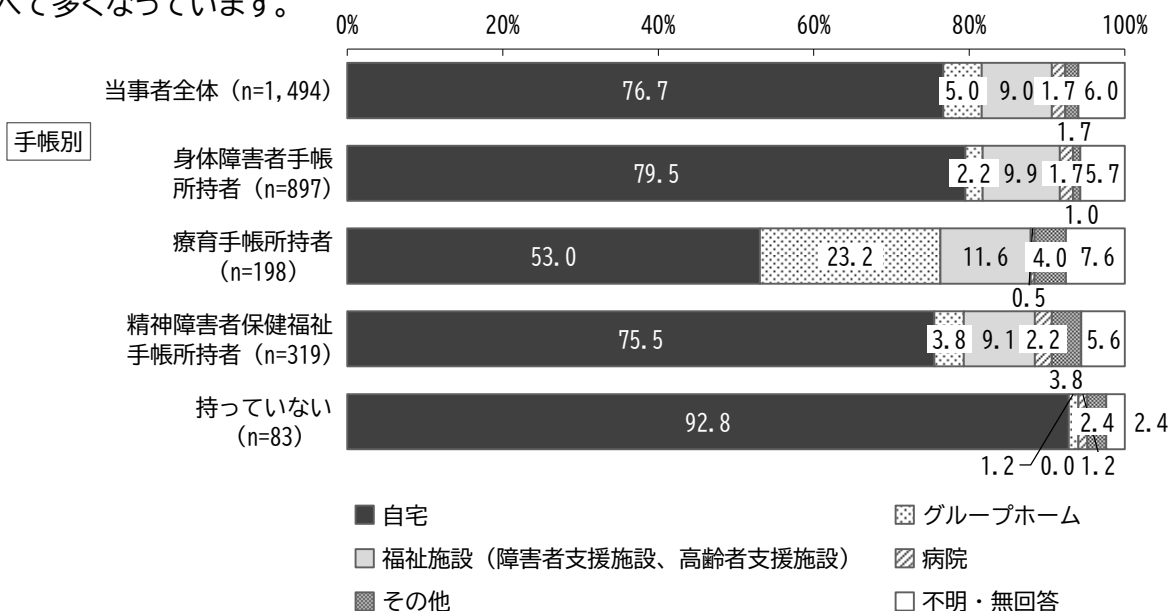
現在の暮らしについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が72.8%と最も多くなっています。障がい別で見ると、いずれの障がいにおいても「家族と暮らしている」が約7割を占めています。



将来住みたい、暮らしたい生活の場

将来住みたい、暮らしたい生活の場については、「自宅」が76.7%と最も多くなっています。障がい別で見ると、いずれの障がいにおいても「自宅」が5割以上を占めています。また、療育手帳所持者においては「グループホーム」が23.2%となっており、その他の手帳所持者等に比べて多くなっています。



(2)日常生活

平日の主な過ごし方

平日の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が27.3%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が19.1%、「専業主婦(主夫)をしている」が8.7%となっています。

■平日の主な過ごし方(上位3位)

	当事者全体 (n=1,494)	身体障害者手帳所持者 (n=897)	療育手帳所持者 (n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=319)	持っていない (n=83)
1	自宅で過ごしている(27.3%)	自宅で過ごしている(35.3%)	作業所等に通っている(就労継続支援A型・B型も含む)(27.8%)	自宅で過ごしている(24.8%)	一般の小・中学校、高等学校に通っている(53.0%)
2	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(19.1%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(18.4%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(16.7%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(24.1%)	こども園、幼稚園、保育所(園)、障害児通園施設等に通っている(20.5%)
3	専業主婦(主夫)をしている(8.7%)	専業主婦(主夫)をしている(11.6%)	一般の小・中学校、高等学校に通っている(12.1%)	作業所等に通っている(就労継続支援A型・B型も含む)(11.6%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(4.8%) 自宅で過ごしている(4.8%)



地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が 46.7%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 36.4%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が 35.6%となっています。

■地域で生活するための支援(上位3位)

	当事者全体 (n=1,494)	身体障害者手帳 所持者(n=897)	療育手帳所持者 (n=198)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=319)	持っていない (n=83)
1	経済的な負担の軽減(46.7%)	在宅で医療ケアなどが適切に受けられること(43.9%)	経済的な負担の軽減(50.0%)	経済的な負担の軽減(58.9%)	経済的な負担の軽減(63.9%)
2	必要な在宅サービスが適切に利用できること(36.4%)	経済的な負担の軽減(40.4%)	障がい者に適した住居の確保(48.5%)	相談対応等の充実(40.4%)	相談対応等の充実(53.0%)
3	緊急時の施設での受入れ体制の充実(35.6%)	必要な在宅サービスが適切に利用できること(38.6%)	緊急時の施設での受入れ体制の充実(44.9%)	必要な在宅サービスが適切に利用できること(32.3%)	生活訓練等の充実(37.3%)

(3)就労

障がいのある人への就労支援

障がいのある人への就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者への理解」が 37.8%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が 33.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 25.0%となっています。

また、16歳以上の手帳を持っていない人においては、「在宅勤務の拡充」が 40.0%と、回答者全体と比べて多くなっています。

■障がいのある人への就労支援(上位3位)

	当事者全体 (n=1,494)	身体障害者手帳 所持者(n=897)	療育手帳所持者 (n=198)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=319)	持っていない (n=83)
1	職場の障がい者への理解(37.8%)	職場の障がい者への理解(28.0%)	職場の障がい者への理解(54.0%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(51.4%)	職場の障がい者への理解(62.7%)
2	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(33.3%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(21.7%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(46.0%)	職場の障がい者への理解(50.8%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(59.0%)
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮(25.0%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮(19.0%)	通勤手段の確保(32.8%) 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(32.8%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮(41.7%)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(43.4%)



■障がいのある人への就労支援 ※16歳以上の方のみ（上位3位）

	当事者全体 (n=1,290)	身体障害者手帳 所持者(n=864)	療育手帳所持者 (n=138)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=301)	持っていない (n=20)
1	職場の障がい者 への理解 (35.3%)	職場の障がい者へ の理解 (27.5%)	職場の障がい者へ の理解 (51.4%)	職場の障がい者へ の理解(50.5%) 職場の上司や同僚 の障がいに対する 理解(50.5%)	職場の障がい者へ の理解 (45.0%)
2	職場の上司や同 僚の障がいに対 する理解(30.2%)	職場の上司や同僚 の障がいに対する 理解(21.1%)	職場の上司や同僚 の障がいに対する 理解(43.5%)	短時間勤務や勤務 日数等の配慮 (40.9%)	短時間勤務や勤務 日数等の配慮 (40.0%) 在宅勤務の拡充 (40.0%)
3	短時間勤務や勤 務日数等の配慮 (24.0%)	短時間勤務や勤務 日数等の配慮 (18.4%)	通勤手段の確保 (33.3%)	仕事についての職 場外での相談対応、 支援(30.2%)	職場の上司や同僚 の障がいに対する 理解(35.0%)

(4)外出

外出する時に困ること

外出する時に困ることについては、「困った時にどうすればいいのかが心配」が 19.8%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が 19.6%、「外出にお金がかかる」が 15.7%となっています。

■外出する時に困ること ※月に1日以上外出すると答えた方のみ（上位3位）

	当事者全体 (n=1,329)	身体障害者手帳 所持者(n=787)	療育手帳所持者 (n=184)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=292)	持っていない (n=82)
1	困った時にどうす ればいいのかが 心配 (19.8%)	道路や駅に階段や 段差が多い (26.7%)	困った時にどうす ればいいのかが 心配 (43.5%)	外出にお金がかか る(33.6%)	困った時にどうす ればいいのかが 心配 (39.0%)
2	道路や駅に階段 や段差が多い (19.6%)	電車やバスの乗り 降りが困難 (15.0%)	周囲の目が気にな る(19.6%)	発作など突然の身 体の変化が心配 (25.3%)	公共交通機関が少 ない(又は、ない) (15.9%) 周囲の目が気にな る(15.9%)
3	外出にお金がか かる(15.7%)	外出先の建物の設 備が不便(通路、ト イレ、エレベーター など) (14.6%)	電車やバスの乗り 降りが困難 (14.1%)	困った時にどうす ればいいのかが 心配 (25.0%)	外出にお金がかか る(11.0%) その他(11.0%)



(5)現在の悩みや相談先

悩んでいること・相談したいこと

現在悩んでいることや相談したいことについては、「自分の健康や治療のこと」が 27.8%と最も多く、次いで「特にない」が 26.0%、「生活費など経済的なこと」が 22.8%となっています。

■悩んでいること・相談したいこと(上位3位)

	当事者全体 (n=1,494)	身体障害者手帳 所持者(n=897)	療育手帳所持者 (n=198)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=319)	持っていない (n=83)
1	自分の健康や治療のこと (27.8%)	特にない(30.0%)	緊急時や災害時のこと(25.3%)	生活費など経済的なこと(48.0%)	就学や進学のこと (54.2%)
2	特にない (26.0%)	自分の健康や治療のこと(25.5%)	特にない(23.2%)	自分の健康や治療のこと(46.7%)	特にない(21.7%)
3	生活費など経済的なこと (22.8%)	生活費など経済的なこと(17.2%)	自分の健康や治療のこと(19.7%)	仕事や就職のこと (31.7%)	仕事や就職のこと (18.1%)

悩みや困ったことの相談先

普段悩んだことや困ったことの相談先については、「家族や親せき」が 63.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が 22.2%、「かかりつけの医師や看護師」が 20.4%となっています。

■悩みや困ったことの相談先(上位3位)

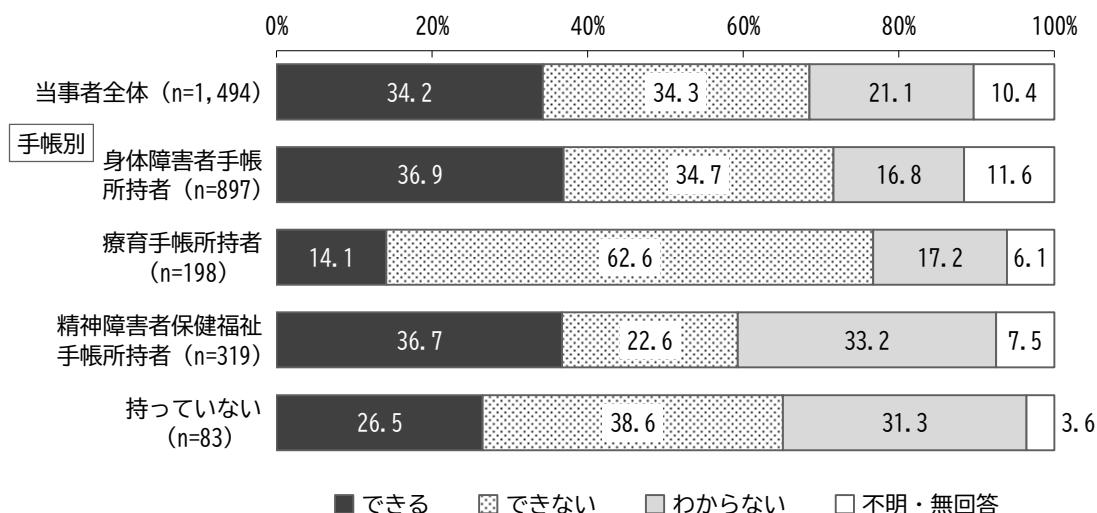
	当事者全体 (n=1,494)	身体障害者手帳 所持者(n=897)	療育手帳所持者 (n=198)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=319)	持っていない (n=83)
1	家族や親せき (63.7%)	家族や親せき (62.9%)	家族や親せき (67.2%)	家族や親せき (59.9%)	家族や親せき (75.9%)
2	友人・知人 (22.2%)	友人・知人 (22.6%)	ホームヘルパーなど サービス事業所の 人(21.7%)	かかりつけの医師 や看護師(34.2%)	学校などの教職員 (26.5%)
3	かかりつけの医師 や看護師 (20.4%)	かかりつけの医師 や看護師(18.5%)	かかりつけの医師 や看護師(15.2%)	友人・知人 (23.5%)	友人・知人 (22.9%)



(6)災害時の対応

災害が発生したとき一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が 34.3%と最も多く、次いで「できる」が 34.2%、「わからない」が 21.1%となっています。



災害時に困ること

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が 42.7%と最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が 41.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 36.8%となっています。

■災害時に困ること(上位3位)

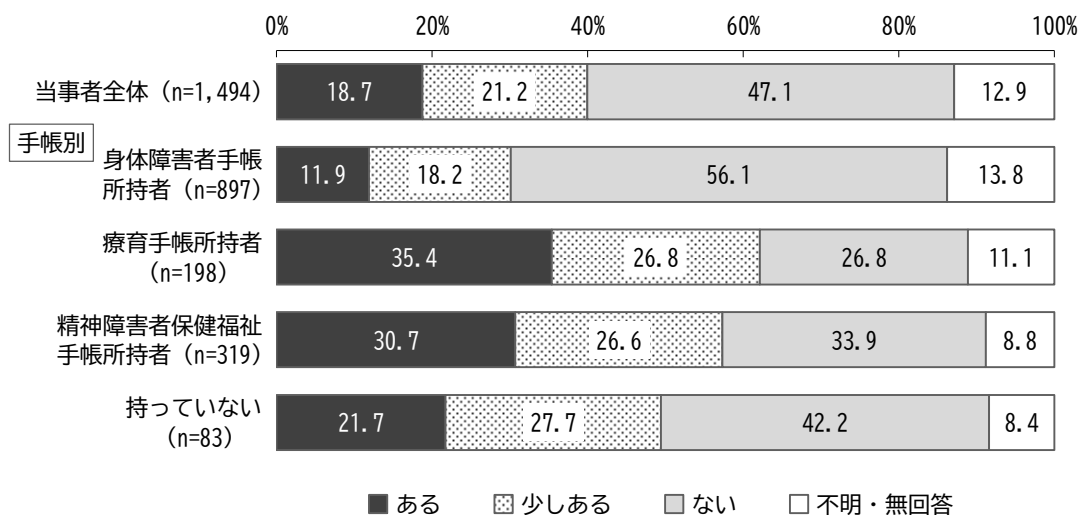
	当事者全体 (n=1,494)	身体障害者手帳所持者 (n=897)	療育手帳所持者 (n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=319)	持っていない (n=83)
1	投薬や治療が受けられない (42.7%)	投薬や治療が受けられない (44.1%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (53.0%)	投薬や治療が受けられない (57.7%)	集団での生活が困難(パニックに陥るなど) (38.6%)
2	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安 (41.8%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安 (41.9%)	周囲とコミュニケーションがとれない (50.0%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安 (45.8%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安 (33.7%)
3	安全なところまで、迅速に避難することができない (36.8%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (40.5%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安 (47.0%)	集団での生活が困難(パニックに陥るなど) (42.0%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (28.9%)



(7)権利擁護・障がい者差別解消

障がいによる差別の経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、『ある(ある、少しある)』が 39.9%、「ない」が 47.1%となっています。



差別や嫌な思いをする(した)場面

差別や嫌な思いをする(した)場面については、「学校・仕事場」が 42.7%と最も多く、次いで「外出中」が 39.5%、「病院などの医療機関」が 19.1%となっています。

■差別や嫌な思いをする(した)場面 ※差別の経験がある方のみ (上位3位)

	当事者全体 (n=597)	身体障害者手帳所持者 (n=270)	療育手帳所持者 (n=123)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=183)	持っていない (n=41)
1	学校・仕事場 (42.7%)	外出中(48.9%)	外出中(47.2%)	学校・仕事場 (51.4%)	学校・仕事場 (82.9%)
2	外出中(39.5%)	学校・仕事場 (30.0%)	学校・仕事場 (40.7%)	家族・知人・親せき (32.8%)	外出中(17.1%)
3	病院などの医療機関(19.1%)	病院などの医療機関 (20.7%)	病院などの医療機関(20.3%) 余暇を楽しむとき (20.3%)	仕事を探るとき (30.6%)	家族・知人・親せき (14.6%)



(8)障害福祉サービス・福祉政策

サービスの利用で困っていること

障害福祉サービスの利用で困っていることについては、「特に困っていることはない」が42.5%と最も多く、次いで「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が34.9%、「サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒」が23.6%となっています。

■サービスの利用で困っていること ※不明・無回答を除く（上位3位）

	当事者全体 (n=656)	身体障害者手帳 所持者(n=298)	療育手帳所持者 (n=138)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=171)	持っていない (n=71)
1	特に困っていること はない(42.5%)	特に困っていること はない(51.7%)	特に困っていること はない(37.7%)	サービスに関する情 報が少ない、入手し にくい(39.2%)	サービスに関する情 報が少ない、入手し にくい(49.3%)
2	サービスに関す る情報が少ない、 入手しにくい (34.9%)	サービスに関する情 報が少ない、入手し にくい(30.9%)	サービスに関する情 報が少ない、入手し にくい(29.7%)	特に困っていること はない(34.5%)	特に困っていること はない(33.8%)
3	サービス利用の ための申請や手 続きが難しい、面倒 (23.6%)	サービス利用のため の申請や手続きが難 しい、面倒(19.8%)	サービス利用のため の申請や手続きが難 しい、面倒(26.1%)	サービス利用のため の申請や手続きが難 しい、面倒(28.7%)	サービス利用のため の申請や手続きが難 しい、面倒(19.7%)

(9)介助者の方について

介助する上での悩みや問題

介助者が介助する上での悩みや問題については、「将来自分が介助できなくなることに対する不安」が38.1%と最も多く、次いで「精神的に疲れる」が34.1%、「体力的にきつい」が23.6%となっています。

■介助する上での悩みや問題 ※介助者の回答があった方のみ（上位3位）

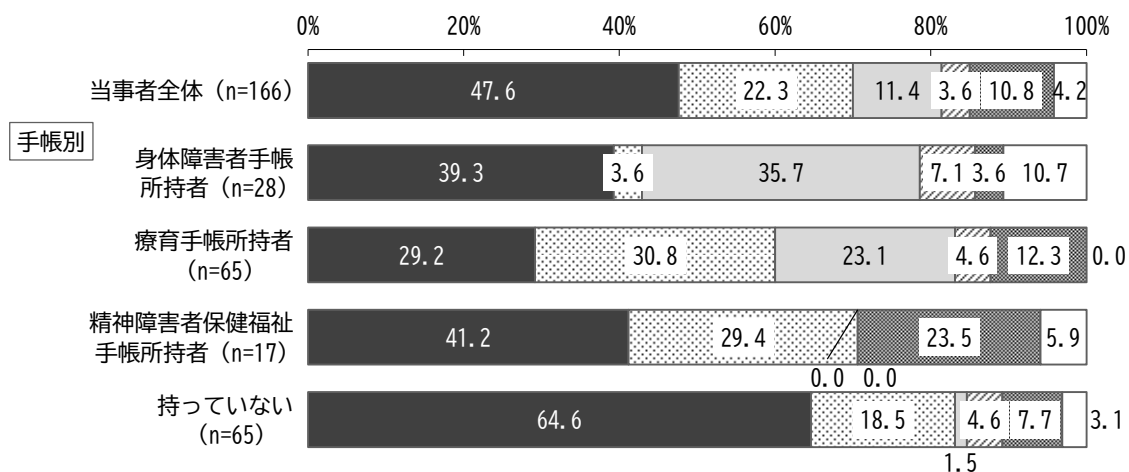
	当事者全体 (n=967)	身体障害者手帳 所持者(n=550)	療育手帳所持者 (n=171)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (n=192)	持っていない (n=72)
1	将来自分が介 助できなくなる ことに対する不 安(38.1%)	将来自分が介 助できなくなる ことに対する不 安(31.5%)	将来自分が介 助できなくなる ことに対する不 安(60.8%)	精神的に疲れる (45.3%)	将来自分が介 助できなくなる ことに対する不 安(44.4%) 精神的に疲れる (44.4%)
2	精神的に疲 れる(34.1%)	精神的に疲 れる(27.3%)	精神的に疲 れる(42.7%)	将来自分が介 助できなくなる ことに対する不 安(42.7%)	特にない(23.6%)
3	体力的にき つい(23.6%)	体力的にき つい(24.2%)	体力的にき つい(31.6%)	他に介助者が いない(26.6%)	家事や他の家族 の世話などが十分 にできない(20.8%)



(10)教育・就学について(障がいのある児童)

就学環境の希望

就学環境の希望については、「地域の学校で、他の児童・生徒と同じ環境の中で障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境」が 47.6%と最も多く、次いで「地域の学校の特別支援学級で、障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境」が 22.3%、「特別支援学校で、障がいに応じた専門的なサポートを受けながら教育を受けられる環境」が 11.4%となっています。



- 地域の学校で、他の児童・生徒と同じ環境の中で障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境
- ▨ 地域の学校の特別支援学級で、障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境
- 特別支援学校で、障がいに応じた専門的なサポートを受けながら教育を受けられる環境
- ▩ その他
- わからない
- 不明・無回答

※18歳未満の方のみ



3

関係団体・事業所ヒアリング

1 実施概要

本計画の策定にあたり、当事者や支援者により近い視点から障害福祉に関する現状や課題などを把握し、施策検討、計画策定に活かすため、障害福祉サービス等事業所並びに障がい当事者団体及び障がい児者の保護者団体などの障害福祉関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

調査期間	令和5年8月2日～8月31日
対象団体	5団体、26事業所
調査手法	○ヒアリングシートの配布、回収 ○一部関係団体は、シートに加えて対面での聞き取り実施

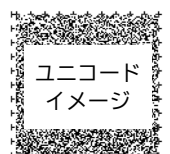
2 調査結果

(1) 団体活動について ※団体のみへの設問

団体が活動するにあたっての現在の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」「メンバーに世代などの偏りがある」がともに4件ずつと最も多く、次いで「活動がマンネリ化している」が2件となっています。ほとんどの団体において、新規メンバーの加入が少ないこと、世代に偏りがあることが課題となっています。

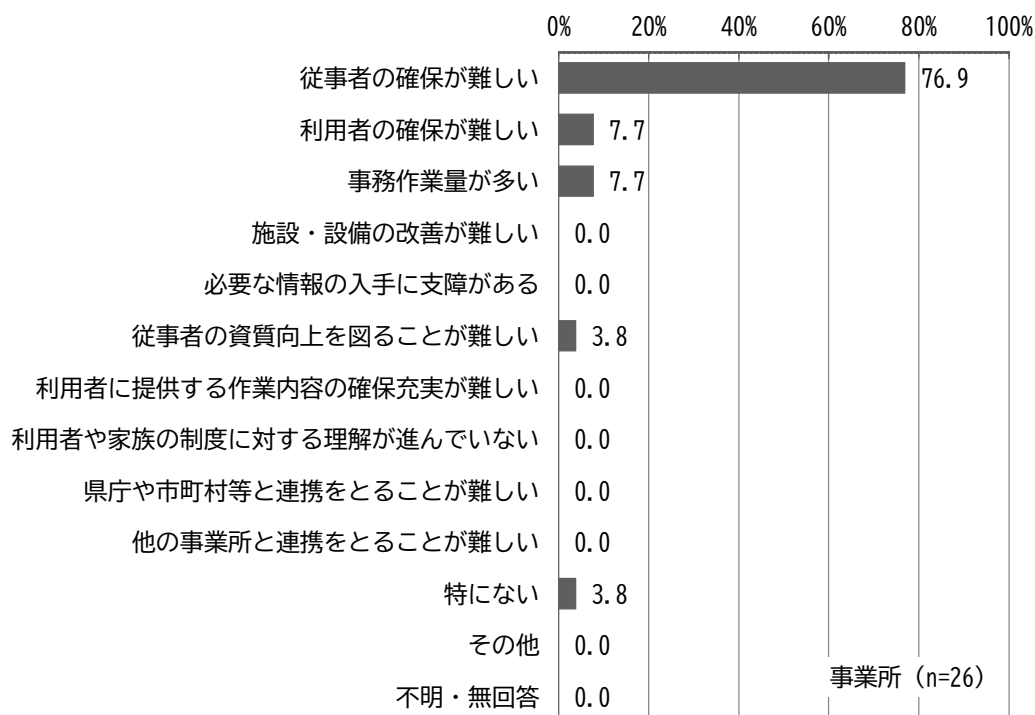
■現在の活動上の課題 (n=5)

選択肢	件数
新規メンバーの加入が少ない	4件
メンバーに世代などの偏りがある	4件
活動がマンネリ化している	2件
役員のなり手がいない	1件
会議や活動の場所の確保に苦勞する	1件
他の団体と交流する機会が乏しい	1件

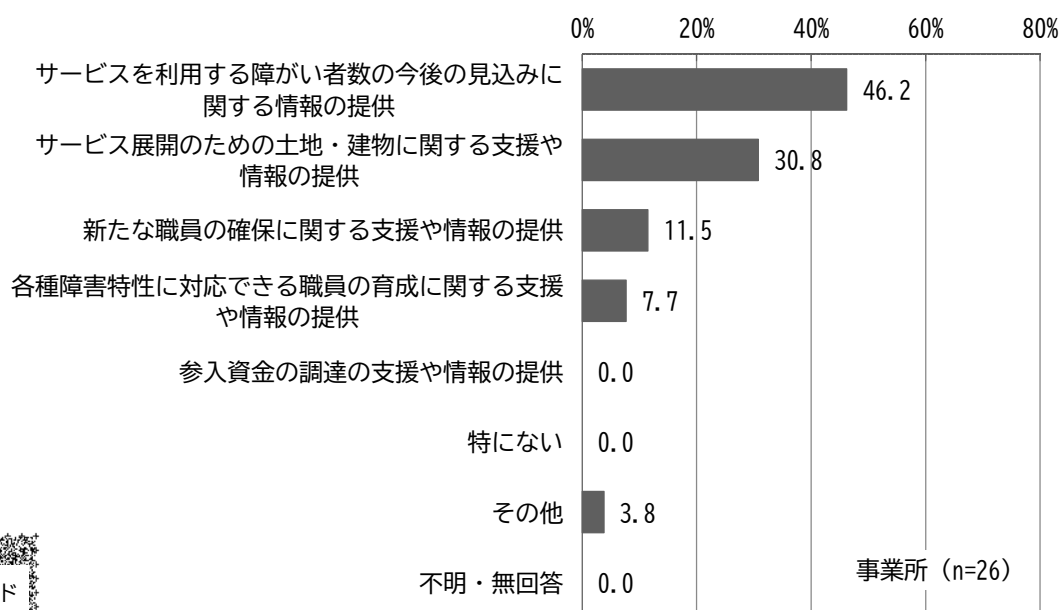


(2)事業所の運営について ※事業所のみへの設問

事業所が円滑な事業運営を進めていく上で問題を感じることは、「従事者の確保が難しい」が76.9%と最も高く、次いで「利用者の確保が難しい」「事務作業量が多い」がそれぞれ7.7%となっています。前期計画から引き続き、人材の確保が多くの事業所の課題となっています。



今後、本市における障害福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために、行政として必要なことは、「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報の提供」が46.2%と最も高く、次いで「サービス展開のための土地・建物に関する支援や情報の提供」が30.8%、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が11.5%となっています。



(3) 重点的に取り組むべき課題や不足しているサービスについて

- ・グループホームやショートステイ、入所施設の不足が挙げられていますが、同時に職員の不足、資金面の負担の課題も挙げられており、行政への支援が求められています。
- ・その他のサービスについては、移動支援、相談支援、日中一時支援などが不足していると挙げられています。
- ・障がいのある人の就労支援については、安定した仕事がないため、企業や公共事業等から仕事を卸す仕組みづくりが求められています。
- ・障がい児支援については、加配や医療的ケア児の受け入れについてが課題として挙げられています。
- ・その他、障がいのある人やその家族の高齢化に伴う親亡き後の心配などの意見もみられます。
- ・障がいのある人への差別や受け入れ拒否などから、安心して生活できない方もいるため、地域における理解促進が必要です。

(4) 分野別の課題、今後必要なサービスについて

【① 保健・医療について】

- ・高齢者宅へのケアマネージャー訪問の際に必要な手話通訳の利用、精神疾患のあるサービス利用者の状況把握、自宅から相談・診療を受けられるサービスなどが求められており、他機関や他団体との連携が必要とされています。
- ・障がいのある子どもについて、早期発見・早期治療や、それぞれにあった保健指導、療育の質、発達相談の場の充実なども求められています。

【② 生活環境の整備・生活支援サービスについて】

- ・親亡き後を考えたグループホームの開設や、高校卒業後のサービスの充実が求められています。
- ・移動については、施設や駅などのバリアフリー化、あしがるバスの利用条件などの課題が挙げられています。

【③ 相談・情報提供について】

- ・相談事業所をはじめとして、手話スタッフや相談員、専門員等が不足している状況があります。
- ・相談支援に関しては、相談員の専門性、相談時の対応、事業所間での情報交換、学校との連携不足などが課題として挙げられています。



【④ すまい・住宅の確保について】

・グループホームは増えつつあるものの、開設するための住宅の確保が困難であることが挙げられています。

【⑤ 雇用・就労について】

- ・就労支援については、どこにどのような仕事があるのかをサポートセンターで正しく把握しておくことや、企業への障がい者雇用の働きかけ、一般企業との連携などが求められています。
- ・障がいのある人の雇用環境については、再雇用の仕組みの構築や、賃金の見直し、交通手段の少なさなどが課題として挙げられています。
- ・また、障がいのある方の一般就労の少なさも課題として挙げられており、一般就労に向けた支援・環境整備も求められています。

【⑥ まちづくり・災害時の支援について】

- ・まちづくりについては、あしがるバスのルートや時刻の見直し、屋根付きの障がい者用駐車場の増設などが求められています。
- ・災害時の支援については、避難所での障がいのある人の受け入れ、支援が必要な方の要援護者登録の必要性、障がいのある方の避難所での情報取得方法が問題視されており、日頃からの防災訓練が重要といった意見もみられます。

【⑦ 障がいへの理解と交流について】

- ・障がいへの理解については、学校内での福祉実践教室やインクルーシブ教育、支援学級と通常学級との交流などを通じた小中学生、高校生への理解を高める場や、町内での清掃活動や行事、学生ボランティアの受け入れなどによる地域での理解促進が求められています。
- ・教育現場の体制として、先生たちの障がいへの理解や、保育園の加配制度、小中学校の特別支援教育支援員設置などが課題として挙げられています。

【⑧ 教育・保育について】

- ・充実してきたという声も挙がっていますが、一方で医療的ケア児の支援や、一人ひとりに合った療育、加配職員、図書館司書の配置などが求められています。
- ・支援のための費用、教育現場での障がい理解や専門性などが課題として挙げられています。

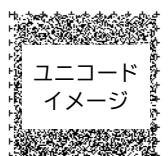


【⑨ 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術活動)について】

- ・現状では、防災学習会やデフリンピックなどの活動を行っている団体があり、既存の活動の周知・啓発・参加促進が求められています。
- ・障がいにかかわらず受け入れ可能な活動と、広報等での積極的な募集案内、ピアサポートの促進や、はるひ美術館との協働発信、スペシャルオリンピックスの活動への参加機会の創出などが求められています。

【⑩ 地域福祉の推進について】

- ・地域福祉の推進にむけて、市と関係団体、関係団体同士の連携が必要です。
- ・障がいのある方やその家族と団体の交流の場、福祉ボランティア団体の活動内容を紹介する冊子の作成・配布などを求める声も挙がっています。



4 市民ワークショップ

1 実施概要

(1)ワークショップの目的

市民ワークショップは、本計画の策定にあたり、本市の一般市民・当事者両方の視点から障がいのある人の現状と課題を明確にし、すべての人がともに支えあいながら暮らすことのできるまちづくりのため、地域での具体的な取り組みアイデアを立案することを目的に実施しました。

(2)市民ワークショップの概要

日時・場所	○令和5年9月21日(木) ○9:00~11:00 ○清須市役所
テーマ	○清須市の障害福祉に関して「良いところ」と「困りごと」 ○「困りごと」を解決するための具体的な取り組み
参加者	11人

(3)ワークショップの進め方

ワークショップは、以下の手順で、2つのステップに分けて意見交換を行いました。

STEP1	○参加者の方が普段の生活や活動の中で感じている、障がいに関して、まちの「良いところ」と「困りごと」をリストアップする ○リストアップした項目をカテゴリ分けする
STEP2	○STEP1で分けたカテゴリに対して、それぞれ「良いところ」を踏まえた上で「困りごと」を改善するために具体的に必要な取り組みを考える



2 結果

各グループでの話し合った「良いところ」と「困りごと」、「改善のために具体的に必要な取り組み」の結果は以下の通りです。グループ同士の意見共有の際に、同意が多かった意見については、**網掛け**をしています。

【A グループ】

ボランティア	良いところ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループが発達している ・手話通訳などがつくイベントが少しずつ増えている ・ボランティア主催のイベント講演会有一些ある ・障がい者がイベントにボランティアとして参加している ・親仲間のつながりがある 	
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの幅広い周知(紙ではなく駅などのデジタルサイネージ) ・ボランティアの力を活かして行政と一緒にイベントを実施し、啓発する ・ボランティアの支援としてすべて任せず、人やお金を支援してもらえるよう要望する ・障がいのある方も積極的に参加できる環境づくりをする ・市も巻き込むように、もっと活発に活動する 	
児童	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する事業所が増えた ・児童施設が増えた ・支援学級の受け入れ数が増えた ・福祉サービス事業所の送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に加配がない ・特別支援学校が遠い(知的) ・障がい児の就園就学相談の窓口がわからない ・こどもの相談窓口がわからない
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の養成 ・地域で障がい児が育てられるよう、公立保育園が積極的に受け入れる ・児童発達支援センターをつくり、気軽に身近で相談できるようにする ・相談窓口を周知する ・学校教育において発達障がいの子のみならず、グレーゾーンの子どもにも対策をする ・市の教育相談センターをつくる ・市立の特別支援学校をつくる 	



市とボランティアの連携	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知医療短大との連携体制 ・災害時の支援についての認識不足 ・福祉避難所があるがすぐに行くことができない ・支援者名簿を町内会のみならず、心身協会にも知らせてほしい ・8050の障がい者のいる家庭への支援が不足している
	改善のために具体的に必要な取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者との交流の場を設置し、行事を実施する
施設サービス	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児が安心して遊べる場が少ない ・総合福祉センターの子ども遊び場が、閉鎖されているに等しい状態 ・重度の方のグループホームがない ・就労支援 A 型が突然なくなった ・障がい児に関する市役所窓口が、子育て課と福祉課に分かれている ・強度行動障がいに対応できるグループホーム、入所施設がない ・行動援護の事業所がない ・足りていない障害福祉サービスがある(児発センターや移動支援) ・軽い障がいの方の対応・年金などの支援がない
	改善のために具体的に必要な取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉センターを障がい児と健常児が気軽に遊びに来れるような環境にする ・必要な人数を洗い出し、施設を開拓する ・グループホーム(重度の方)を増やす ・施設職員のスキル向上とチェック体制整備(虐待・経営ストップがないように) ・市や事業所における人材育成のための講習・研修会実施 ・就労支援 A・B を増やす ・市役所課内で共通理解するための会議を密に実施する



バリアフリー	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子が多く設置されてきた ・市営のところには障がい者のパーキングがある ・名鉄電車が協力的(須ヶ口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイトトイレ設置でのお湯の使用ができない場所がある ・新清洲駅がバリアフリーでない ・駅など電車遅延があったときの電光掲示板がない ・車椅子での走行時の避難経路
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー(特にトイレ) ・清洲駅のリニューアル化 ・電車遅延などの電子案内(英語、中国語) 	
人材育成、啓発	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校への理解がある ・福祉実践教育の積極的な実施 ・障がい者に対する理解が少しずつ高まっている ・成年後見センターができた 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話のできる人が少ない ・ヘルプマークについて小中学校での福祉実践教育 ・医療関係者の障がいに対する理解が足りない ・支援員が少ない ・老人施設等で聞こえない人を受け入れる体制の整備が不十分 ・聴覚障がい者専用の介護施設がない ・手話通訳のできる介護職員の養成 ・ヘルプマークの啓発が少ない
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学進学後に不登校が増えないよう、発達障がいなどを調べる対策をする ・ヘルパー資格の条件等、介護施設職員へ教育する ・ヘルプマークなどについて、駅・電車内の電子案内板で周知する ・駅などにデジタルサイネージで周知する ・防災訓練に障がい者が参加できるよう、地域の人々の理解のための啓発に取り組む ・小中学生に対する福祉教育に知的・発達障がいの内容を充実させる ・手話言語条例を制定する 	



【B グループ】

福祉サービス	困りごと	
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所が少ない ・福祉サービスの情報が少ない ・グループホームがない ・支援団体の情報が届きにくい ・毎日の通訳設置の時間が不明確 ・事業所の質 ・ショートステイ利用の際、作業所や介護事業所のヘルパーではなく、家族のつきそいが必ず必要なこと ・要約筆記の派遣の際、パソコン、プロジェクターを市が貸し出していないため、県センターへ取りに行っている 	
	改善のために具体的に必要な取り組み	
学校	良いところ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット学習が少しずつ進んでいる ・一人ひとりに合わせた指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚過敏、HSCなどでクラスにいることが苦しい子どもが、安心できる場所・時間の確保が難しい ・不登校だと通知表が「1」になる学校がある ・宿題が一般向けと同じ(漢字を何回も書くなど) ・かかわりが良くない学校がある ・生まれつきの困難さは子ども自身で気づきにくい、先生の負担が大きく学ぶ時間がない ・教育の場での知識が少ない
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と福祉事業所との会議・交流機会 ・図書館の活用 ・職員を増やし、給料を上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助員を増やす(特別支援員など) ・タブレットでの自宅学習 ・一人ひとりに合わせた塾

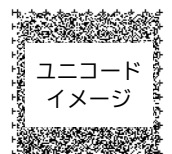


行政	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳設置の日にちが前より増えた ・相談支援の努力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン使用で助成金を1年分まとめて申告できるようにしてほしい ・登録(ダウンロード)して利用する防災情報が分かりにくい ・行政の対応、障がい者への理解 ・避難所での情報が声か音であること ・いつ訪れても情報がある環境がほしい ・PC 要約筆記があると良い ・低年齢からの福祉教育の不足
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実(とくに中高生の保護者の相談先が少ない) ・市民参加型の講演に手話通訳、PC 通訳をつける ・行政による他市の視察 ・ペアレントメーター、ペアレントトレーニングの充実 ・避難所に見える情報・コミュニケーション支援ボードの設置 	
市民	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・かかわろうという思いのある人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の機会が少ない ・他の団体との交流がない ・行動に起こしづらい
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりに合わせた塾 ・ボランティア団体の認定条件を決める ・自ら動く ・行政が市民団体の情報を把握する ・3歳児健診で、サービスや団体の紹介の場を設置 ・市民へのワークショップを土日に開催する 	





第 3 章 基本方針と基本目標



1

基本理念

本市では、障害者基本法の理念を踏まえ、障がいのある人もない人も地域でともに学び、生活し、そして支えあう共生社会の実現を推進するため、「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」を清須市障害者基本計画の基本理念としてきました。

本計画では、前期計画を踏まえた上で、地域でともに支えあって暮らす共生社会の実現をより具体的に推進していくため、「障がいのある人もない人も、地域でともに育み支えあう共生社会の実現」を基本理念とします。

この基本理念に基づいて、3つの横断的な基本方針、11個の基本目標を定め、各分野の施策を展開していきます。また、障害福祉計画・障害児福祉計画においても、この基本理念に基づき、7つの基本方針を定め、障害福祉サービス等を展開します。

— 基本理念 —

障がいのある人もない人も、
地域でともに育み支えあう共生社会の実現

2

基本方針

1 障害者計画の基本方針

第4期清須市障害者計画では、基本理念の実現のため、各分野に共通する横断的な考え方として「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の大きく3つの基本方針を定めます。

基本方針1

地域での理解

障がいのある人に対するあらゆる差別を解消し、理解促進・配慮を充実します

基本方針2

地域での共生

障がいのある人もない人も支えあう共生のまちづくりを推進します

基本方針3

地域での安心

それぞれの障がい特性等に配慮しながら、障がいのある人が安心して暮らせる総合的かつ分野横断的な地域での支援体制づくりを推進します



2 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画では、障害者計画との整合性を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法及び児童福祉法の理念に基づき、計画の推進を図ります。

基本方針1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

基本方針2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者などとし、サービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることの周知を図ります。また、難病患者などについても引き続き法に基づく給付の対象になっていることを踏まえ、今後も周知を図りつつ、支援を明確化し、専門機関の意見を踏まえた計画策定を行います。

基本方針3 施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、適切に意思決定支援を行いつつ、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

基本方針4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などに取り組むとともに、地域の実態を踏まえながら包括的支援体制の構築を推進します。



基本方針5 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

また、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児について、各関連分野が協働する包括的な支援体制のもと、支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

基本方針6 障害福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等による人材の確保・定着を行うとともに、職場におけるハラスメント対策、事務負担の軽減、業務の効率化を推進します。

基本方針7 障がいのある人の社会参加を支える取り組み定着

障がいのある人が地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指し、多様なニーズを踏まえ、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障がい者等の読書環境の整備、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用を計画的に推進します。



3

基本目標

本計画の基本理念及び基本方針を踏まえ、次の11の基本目標を設定します。

基本目標1 啓発・理解促進

施策の方向性

障がいのある人もない人も、お互いの個性を尊重し、支えあう住みよいまちづくりを進めていくため、広報などで啓発活動や幼い頃からの福祉教育を促進します。

基本目標2 差別の解消と権利擁護

施策の方向性

障害者差別解消法の広報・啓発を図り、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します。また、権利擁護のための障害者虐待防止法の広報・啓発や虐待防止及び養護者に対する支援、成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知と利用を促進します。

基本目標3 生活環境の整備

施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、グループホームの確保や公共施設・道路・公共交通機関でのバリアフリー化、移動支援など、障がいのある人に配慮あるまちづくりを推進します。

基本目標4 情報アクセシビリティの向上

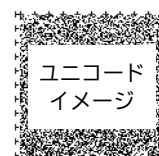
施策の方向性

障がいのある人が情報の取得や意思疎通を円滑に行うことができ、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、情報提供の充実を図り、多様な媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。

基本目標5 防災・防犯

施策の方向性

障がいのある人が地域で安全・安心に暮らすためには、防災・防犯対策が重要です。防災については、地域防災計画や避難行動要支援者避難支援プランに基づいて、災害時の地域における体制づくりを進めていきます。



基本目標6 地域交流

施策の方向性

市民、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、関係団体などへの支援を通して地域交流や地域活動を活性化し、障がいのある人を支えるネットワークづくりを進めていきます。

基本目標7 生活支援

施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいの特性や状態に応じた障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の充実を図ります。また、障がいのある人に切れ目のない支援を提供できるよう、障がいのある本人やその家族への相談支援などの充実を図ります。

基本目標8 保健・医療

施策の方向性

障がいのある人の高齢化や重度化を見据えて、保健・医療サービスの充実を進めていきます。また、入所、入院中の障がいのある人が安心して地域での生活に移行し、暮らすことができる環境整備を進めていきます。

基本目標9 療育・保育・教育

施策の方向性

障がいの早期発見のために、乳幼児健康診査などの母子保健事業の充実を図ります。また、妊娠期から学齢期までの各ライフステージに応じた一貫性のある支援を展開していきます。日常的に医療的ケアを必要とする子どもやその家族については、ニーズの把握に努め、適切な支援に取り組んでいきます。

基本目標10 就労

施策の方向性

障がいのある人がその適性や能力に応じた就労をし、地域で自立した生活を送ることは障がいのある人自身の生きがいづくりにもつながります。障がいの特性や状態を踏まえて、その人に合った就労ができるように、就労環境づくりを進めると同時に、情報提供を行っていきます。

基本目標11 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動

施策の方向性

生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動によって、障がいのある人の生活の充実、生きがいづくりにつなげるため、障がいのある人が生涯学習やスポーツなどへの参加しやすい環境づくりを進めていきます。



4

計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性	
1 地域での理解	1 啓発・理解促進	① 啓発と情報発信 ② 福祉教育の推進	
	2 差別の解消と権利擁護	① 差別解消の基盤整備 ② 虐待防止の推進 ③ 権利擁護の推進	
	3 生活環境の整備	① 住まいの支援 ② 公共施設等のバリアフリー化 ③ 移動支援の充実	
	4 情報アクセシビリティの向上	① 情報バリアフリーの推進 ② 支援人材の確保・充実	
	5 防災・防犯	① 防災対策の推進 ② 防犯体制の推進	
	2 地域での共生	6 地域交流	① 交流の促進 ② ボランティアへの支援 ③ 当事者団体活動への支援
		7 生活支援	① 相談体制の充実 ② 障害福祉サービス等の充実 ③ 対象別の支援 ④ 各種経済支援の充実
		8 保健・医療	① 健康づくりの推進 ② 医療にかかりやすくする支援 ③ リハビリテーションの充実
	3 地域での安心	9 療育・保育・教育	① 療育体制の充実 ② 保育の充実 ③ 教育の充実 ④ 医療的ケア児への支援
		10 就労	① 民間への働きかけ ② 福祉的就労の充実
		11 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動	① 生涯学習への参加支援 ② スポーツ活動への参加支援 ③ 文化・芸術活動への参加支援





第 4 章 障害福祉施策の展開

(第4期清須市障害者計画)



1

啓発・理解促進

現状と課題

- ・現在、わが国ではすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支えあう共生社会の実現を目指しています。
- ・令和5年3月に策定された国の第5次障害者基本計画の基本理念では、「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」という文言が新たに追加されました。
- ・障がいのある人のアンケートでは、差別や嫌な思いをしたことがある人のうち、それらを感じた場面として「学校・仕事場」が42.7%と最も多く、次いで「外出中」が39.5%となっています。また、関係団体・事業所ヒアリングでは、障がいへの理解について、学校内での福祉実践教育や支援学級と通常学級との交流などを求める声が挙がっています。
- ・本市では、広報や市のホームページ、障害者週間での啓発活動など様々な機会において障がいや障がいのある人に対する理解のための啓発を行ってきました。障がいがある人もない人もお互いの個性を尊重し、支えあう住みよいまちづくりを進めていくため、今後も引き続き広報啓発活動や幼い頃からの福祉教育に取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

- ・広報啓発活動や福祉教育の充実により、障がいや障がいのある人に関する正しい認識の普及に努めます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①啓発と情報発信		
(1)「障がい」や障がい者施策に関する市民の意識啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)を市のホームページを活用して広報するなど、「障がい」や「障がいのある人」に対する市民各層の理解と協力を得るための啓発活動の充実を図ります。 ○「障がい」や「障がい者問題」に関する啓発資料の収集と作成に努めます。 ○障がい者関係団体による市民への自主的な啓発活動を促進します。 ○外見からは分からないものの援助や配慮を必要としている方の意思表示を支援するためのヘルプマーク及びヘルプカードなど、障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。 ○清須市福祉ガイドに障がいのある人の作品を掲載し、障がいに対する理解促進を図ります。 	社会福祉課
②福祉教育の推進		
(1)就学前教育、学校教育などにおける一貫した福祉教育の推進による障がいのある人への理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○教育での総合的学習の時間などを活用した福祉教育を推進します。 ○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、特別支援学校などの子どもとの交流教育を推進します。 ○福祉実践教室などで、副読本の活用や手話・点字・車椅子体験、ボランティア体験など、学校教育における障がいのある人に対する学習機会を充実します。 	児童保育課 学校教育課
(2)就学前教育、学校教育などにおける福祉教育の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に対して研修会を開催し、福祉意識啓発機会を充実します。 ○インクルーシブ教育実施のための体制整備を行います。 	児童保育課 学校教育課



2

差別の解消と権利擁護

現状と課題

- ・平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。誰もが障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し合える社会となるよう、あらゆる場所において障がいのある人への正しい理解と認識を高めしていく必要があります。
- ・本市では、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法について、市のホームページや広報において周知・啓発を図ってきました。一方で、障がいのある人へのアンケートでは、障がいがあることによる差別や嫌な思いをした経験について、約4割が『ある』(「ある」と「少しある」の合計)と回答しており、市民一人ひとりの障がいや障がいのある人に関する正しい理解をより一層深めていく必要があります。また、障がいのある人へのアンケートでは、成年後見制度の認知度は「制度も名前も知っている」と回答した人が 18.7%となっています。制度の活用については、「今は必要ないが、将来必要になった時のために制度を知りたい」と回答した人が 48.7%となっており、制度についての周知と利用促進が求められています。

今後の方向性

- ・障害者差別解消法の広報・啓発を図り、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します。
- ・障害者虐待防止法の広報・啓発を図るとともに、虐待防止及び養護者に対する支援を行っていきます。
- ・権利擁護のための成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進を継続していきます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①差別解消の基盤整備		
(1)障害者差別解消法に基づく事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法についての周知・啓発を行います。 ○「不当な差別的扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供について、事業所等への周知に努めます。 ○職員対応マニュアルの改訂と研修による障がいのある人への配慮ある体制づくりを行います。 	社会福祉課
(2)人権や障がいのある人の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○人権問題や障がいのある人に関する学習機会の充実を図ります。 ○人権啓発事業を充実します。 	社会福祉課
②虐待防止の推進		
(1)虐待防止に関する啓発と体制の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県障害福祉課、愛知県中央児童・障害者相談センター、基幹相談支援センターと連携を図り、虐待防止に取り組みます。 ○障害者虐待防止センターの機能を社会福祉課に置き、地域の関係機関と協力し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。 ○障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。 ○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連絡・連携体制を確立します。 	社会福祉課
③権利擁護の推進		
(1)権利擁護体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する周知と利用促進に取り組みます。 ○日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会と連携し、取り組んでいきます。また、成年後見制度については、関係機関との連携により対応していきます。 	社会福祉課



3

生活環境の整備

現状と課題

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住まいの確保や障がいのある人に配慮あるまちづくりを進める必要があります。
- ・障がいのある人へのアンケートでは、地域で生活するために必要な支援について、25.5%の人が「障がい者に適した住居の確保」と回答しています。
- ・市民ワークショップでは、親亡き後も見据え、市内のグループホームの拡充を求める声が挙がっており、障がいのある人への住まいの支援を進めていく必要があります。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園などを新設又は改築する場合は、移動等円滑化基準への適合が義務づけられています。令和2年の改正においては、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。
- ・障がいのある人へのアンケートでは、外出の際に困ることとして、約2割の人が「道路や駅に階段や段差が多い」と回答しています。
- ・市民ワークショップでは、市内施設のバリアフリーについての意見が多く挙がりました。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、駅や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた設計などの対応の検討が求められています。

今後の方向性

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの確保など、住まいの支援を行うとともに、公共施設・道路・公共交通機関でのバリアフリー化を推進します。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①住まいの支援		
(1)グループホームなど居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、福祉ホームなど、障がいのある人の地域生活を支援するための居住の場の確保に努めます。 ○グループホームの利用者にとって、負担の大きい家賃に対して、家賃補助を実施します。 ○市内でグループホームを開設する予定の事業所へ、積極的に情報提供を行います。 ○入所施設について、誘致可能か検討を進めます。 	社会福祉課
(2)住宅改修の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援事業として、住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。 	社会福祉課
(3)一般住宅の確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた居住サポート事業に取り組みます。 	社会福祉課
②公共施設等のバリアフリー化		
(1)公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。 ○施設更新や改修等の計画段階からユニバーサルデザインとなるよう検討します。 ○障がいのある人の意向を組み入れた事業実施方式の定着を図ります。 ○バリアフリー化の対策がなされていない名鉄新清洲駅については、現在計画されている名鉄本線高架化事業に合わせて対策を講じていきます。 	財産管理課 及び 各施設所管課 新清洲駅周辺 まちづくり課



取り組み名	内容	担当課
(2)安全・安心の道路交通環境や障がいのある人に配慮した公園などの整備	<p>○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消など、安全な道路交通環境を整備します。</p> <p>○障がいの有無にかかわらず利用しやすいよう、公園などのバリアフリー化を推進します。</p>	<p>土木課 都市計画課</p>
(3)民間建築物のバリアフリー化促進	<p>○不特定多数の市民が利用する商業施設や病院などの民間建築物については、バリアフリー法及び人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）に基づき、整備を促進します。</p> <p>○既存の施設については、県条例に基づいて措置に努めてもらうよう啓発していきます。</p>	<p>都市計画課</p>
③移動支援の充実		
(1)障がいのある人に配慮したコミュニティバスの運行	<p>○バリアフリー法等の要件を満たす車両によるコミュニティバスを運行します。</p>	<p>企画政策課</p>
(2)移動支援事業の推進	<p>○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護・同行援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。</p>	<p>社会福祉課</p>



4

情報アクセシビリティの向上

現状と課題

- ・令和4年5月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」が施行されました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。
- ・本市では、聴覚機能、言語機能又は音声機能に障がいのある人が円滑に情報の取得や意思疎通を図ることができるよう、社会福祉課窓口において手話通訳者の設置や、意思疎通支援事業として、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行っています。一方で、関係団体・事業所ヒアリングでは、通訳設置の時間が不明確でわかりにくいことや、一度に複数人の利用者が重複した際の対応についての意見がありました。また、市民ワークショップでは、手話通訳について学校での教育や、手話通訳ができる介護職員の養成などを求める声が挙がりました。
- ・障がいの有無にかかわらず、お互いの理解を深められるよう、情報の取得や意思疎通支援を進めると同時に、それらを担う人材の育成・確保が求められています。

今後の方向性

- ・障がいの有無にかかわらず円滑に意思表示や意思疎通を行うことができるよう、コミュニケーション支援体制の充実を図るとともに、コミュニケーション支援については、支援者の協力が不可欠であるため、人材育成にも注力していきます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①情報バリアフリーの推進		
(1)視覚障がいや聴覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○声の広報や点字広報などによる市の広報や議会だよりを充実します。 ○点字広報を図書館に設置するなど、利用しやすい環境づくりを進めます。また、ホームページでもPRを行います。 ○利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫、色覚異常のある人などへの配慮を施したホームページとし、情報提供の充実を図ります。 ○重要度の高い文書や案内文書などは、点字版の作成や音声化するなど、障がいの特性に配慮した広報発信をします。 ○障がいのある人等をはじめとし、誰もがICT機器・サービスにアクセスできる環境を整備し、情報提供の充実に努めます。 	人事秘書課 社会福祉課 議事調査課
(2)手話通訳者、要約筆記者の派遣と手話通訳者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の交流活動や事業に手話通訳者や要約筆記者の派遣を継続し、利用促進を図ります。 ○市役所に設置している手話通訳者の利用時間・利用方法等を充実します。 	社会福祉課
②支援人材の確保・充実		
(1)ボランティアなどの人材育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットなどの情報媒体を気軽に利用できるよう、障がいのある人のパソコン操作などを支援するための「ITボランティア」の人材養成講座の参加促進に取り組みます。 ○手話奉仕員養成講座を継続して開催します。 	社会福祉課



現状と課題

- ・「災害対策基本法」では、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されており、令和3年5月の改正により、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が努力義務となりました。
 - ・本市でも、避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画の作成を行い、災害時の地域の協力体制の強化を図っています。一方で、障がいのある人へのアンケートでは、災害時における一人での避難について、34.3%が「できない」と回答しています。特に、療育手帳所持者では「できない」が62.6%となっています。
 - ・関係団体・事業所ヒアリングにおいても、災害時の避難の際の移動手段や情報提供についての不安、避難訓練の必要性の声が挙がっており、障がい別の特性を踏まえた避難支援体制の検討が求められています。
- また、障がいのある人をねらった悪徳商法等の消費者被害や、障がいのある人に対する性犯罪等への対応を進めて行く必要があります。

今後の方向性

- ・清須市地域防災計画に基づき、災害時も障がいのある人が地域で安全・安心な暮らしができるよう、支援体制の整備を推進します。
- ・防犯知識の周知や情報提供、地域における防犯体制の強化等、犯罪被害を未然に防ぐための防犯啓発活動を、引き続き実施していきます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①防災対策の推進		
(1)地域防災計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域防災計画」に基づく、障がいのある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制及び避難所における生活の困難性の軽減などに配慮した対策を充実します。 ○今後も地域防災リーダー養成講座や出前講座、自主防災訓練などを通じて、災害時要配慮者への理解や地域における日頃の関係づくりの重要性などを伝え、地域における支援体制の確立に向けて取り組んでいきます。 	危機管理課 社会福祉課
(2)避難行動要支援者の避難支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づく避難行動要支援者の避難支援体制を確立します。 ○避難行動要支援者の一人ひとりを支援するため、個別避難計画を作成するなど、避難行動要支援者の避難誘導や避難所における介助などの支援体制の充実に努めます。 	社会福祉課
②防犯体制の推進		
(1)地域防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発を行います。 ○防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。 	危機管理課
(2)消費者被害への対策	<ul style="list-style-type: none"> ○消費センターを設置し悪徳商法等の消費者被害の救済に努めます。 	産業課



6

地域交流

現状と課題

- ・令和5年3月に策定された国の第5次障害者基本計画の基本理念では、「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」という文言が新たに追加されました。
- ・本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすため、市民、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、関係団体などが連携し、障がいのある人を支えるネットワークづくりを進めています。
- ・関係団体・事業所ヒアリングでは、障がいのある人への理解のために必要なこととして、地域や学校での交流イベントや、ボランティアの受け入れの充実などが挙げられています。また、障がいのある子どもの親への支援として、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の促進を求める声も挙がっており、交流イベントの開催を促進するとともに、ボランティア、NPO 及び当事者団体活動へのさらなる支援が求められています。

今後の方向性

- ・地域交流や地域活動を活性化するように支援し、障がいのある人を支えるネットワークづくりと、ボランティア、NPO 及び当事者団体への支援を進めていきます。

主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①交流の促進		
(1)市民の自主的な交流活動への促進と支援	○地域におけるサロン活動など、障がいの有無を問わず市民相互が日常的に交流できる機会を創出し、市民の自主的な交流事業を促進します。 ○開催場所の提供や開催にかかわるアドバイスなど、市民の自主的な交流活動を支援します。	社会福祉課
(2)地域福祉ネットワークの推進	○市民、事業者、ボランティア、NPO、市及び社会福祉協議会などの連携を強化し、地域福祉活動を総合的に推進します。	社会福祉課



取り組み名	内容	担当課
②ボランティアへの支援		
(1)ボランティアやNPOなどの支援人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアに関する相談や研修機会の充実など、ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能を促進します。 ○特に支援が求められる、知的障がいのある人や精神障がいのある人の支援のためのボランティアやNPOの育成を図ります。 ○障がいのある人自らが同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)の育成・推進を図ります。 ○ペアレントトレーナー養成講座の受講を促進します。 	社会福祉課
(2)ボランティアやNPO活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動やNPO活動に関する市民への情報提供を充実します。 ○ボランティアやNPOの相互の交流・情報交換の機会を充実し、ネットワーク化を促進します。 	社会福祉課
③当事者団体活動への支援		
(1)当事者団体の活動促進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○開催場所の提供や開催にかかわるアドバイスなど、障がい者団体の活動を支援します。 ○障がい者団体による市民への啓発活動を支援し、促進します。 	社会福祉課



 現状と課題

- ・障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、当事者や支援者が抱える悩みや不安に対し、適切な支援につなげることができる相談支援が重要な役割を果たします。
- ・本市では、平成27年4月から基幹相談支援センターを障がい者サポートセンター清須(社会福祉協議会)に委託し、相談体制の充実を図ってきました。
- ・改正社会福祉法では、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援の構築を推奨しており、相談体制の拡充に向けた体制の検討を進めて行く必要があります。また、国の第5次障害者基本計画では、ヤングケアラーをはじめとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれ、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」が横断的視点として位置づけられており、強度行動障がいのある人の支援体制の整備に取り組む必要性についても新たに追記されました。
- ・障がいのある人へのアンケートでは、普段、悩みや困ったことを相談する相手として、「家族や親せき」が63.7%と、最も高くなっています。
- ・本市では、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスを実施していますが、障がいのある人やその家族を支えるため、今後はさらに一人ひとりの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援の充実が求められます。

 今後の方向性

- ・障がいのある人とその家族を支える相談支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの適切な提供に努めます。
- ・障害福祉サービスの提供に加え、各種経済支援の提供と利用促進を行います。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①相談体制の充実		
(1)窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口相談を実施します。 ○手話通訳者を社会福祉課窓口に通5日設置し、今後も継続していきます。 ○各公共施設の窓口に、筆談ができることを示すマークを設置します。 ○会議等への参加を通じ、相談にあたる職員の障がいに関する知識の向上を推進します。 	全庁
(2)総合的な相談のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の多岐にわたる相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課の連携体制の確保と「ワンストップ相談」の検討を行います。 ○社会福祉協議会や障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを行います。 ○市が委託している相談事業所には精神保健福祉士及び社会福祉士等の資格所有者が配置されており、専門性の高い相談等について連携を図ります。 ○基幹相談支援センターや障害福祉サービス等事業所との連携のもと、ヤングケアラーをはじめとする障がいのある人の家族を支援するために必要な相談体制を構築します。 	社会福祉課
(3)各種相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動の充実を図ります。 ○民生児童委員協議会において、障がいのある人に関する研修会を実施し、個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実を図ります。 	社会福祉課



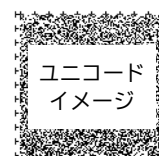
取り組み名	内容	担当課
②障害福祉サービス等の充実		
(1)「介護給付」の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく「居宅介護(ホームヘルプ)」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「療養介護」などの障害支援区分に応じたサービスを提供します。 ○基幹相談支援センター(社会福祉協議会)と連携し、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう努めます。 	社会福祉課
(2)日中活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」などを提供します。 ○障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」による障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します。 ○障害支援区分の認定外となる軽度の障がいのある人を対象とした日中活動の機会の創出を図ります。 	社会福祉課
(3)在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく緊急通報システム・寝具乾燥等の在宅サービスを提供します。 ○緊急通報システム事業として、緊急時には、警備会社又は受信センターに通報・連絡し、安全を確保します。 ○寝具洗濯乾燥事業として、寝具の衛生管理が困難な方に寝具の洗濯乾燥等を実施します。 	社会福祉課 高齢福祉課
(4)サービス提供事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○質の高いサービスを提供できるよう、障がいにかかわる専門的知識を持つ職員の確保・育成を推進します。 ○相談員、指導員等の働く環境を整え、処遇改善を進めます。 ○障がいのある人も円滑な情報取得が可能となるよう、パソコンスキルの習得が可能な事業所に対し、支援の充実を図ります。 	社会福祉課



取り組み名	内容	担当課
③対象別の支援		
(1)在宅の難病患者などに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅での療養生活を続ける難病患者などの生活支援のため、総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」、「短期入所」「日常生活用具の給付」などを提供します。 ○保健・医療・福祉の連携強化によるきめ細かな支援体制を整備します。 	社会福祉課
(2)発達障がいのある人への生活支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援法を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策を検討し、実施します。 ○臨床心理士による心理発達相談の充実を図ります。 	社会福祉課 学校教育課
(3)強度行動障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○強度行動障がいのある人を受け入れる事業所の実態を把握し、支援策を検討します。 ○強度行動障がいのある人の支援に関する研修を実施します。 	社会福祉課
④各種経済支援の充実		
(1)各種福祉手当・制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅で暮らす障がいのある人のための各種福祉手当・制度の充実を図ります。 ○特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当及び障害者福祉金の受給について、分かりやすく案内をし、適切に実施していきます。 ○障がいのある人の通院や社会参加を促進するため、タクシー料金又はガソリン費用の助成を行います。 ○身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度、中等度児童に対し、補聴器の購入費等を助成します。 ○小児慢性特定疾病児童に対して日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図るために、日常生活用具を給付します。 	社会福祉課 こども家庭課



取り組み名	内容	担当課
(2)心身障害者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進	○心身障がい児などの保護者が亡くなったり、重度の障がいになった場合に、その扶養されている障がいのある人に給付金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の周知と加入を促進します。	社会福祉課
(3)各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知・普及を行います。 ○広報・ホームページ・ガイドブックなどでの周知や、手帳交付時に窓口において制度の説明を行うなど、制度の利用促進を図ります。	社会福祉課



8

保健・医療

現状と課題

- ・高齢化に伴い、今後、障がいのある人についても高齢化や重度化が進むことが予測されるため、これまで以上に保健・医療サービスの充実が不可欠となります。
- ・本市では、現在、介護保険事業や医療機関等との連携のもと、適切な医療とともに介護予防、健康づくりに取り組んでいます。一方で、関係団体・事業所ヒアリングでは、介護と他機関・他団体の連携不足の声が挙げられており、今後さらなる連携体制の強化が求められています。また、令和4年12月に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいのある人のニーズにも応じた支援体制の整備強化が示されています。
- ・障がいのある人が地域で生活していくため、心身の機能維持や健康づくりにおいて、地域住民が理解を深め、障がいのある人とその家族を地域で支える社会づくりを進めていく必要があります。

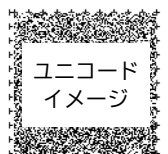
今後の方向性

- ・関係機関との連携を強化し、生涯にわたって健康で安心して暮らしていくため、それぞれの状況に応じた対策を講じます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①健康づくりの推進		
(1)生活習慣病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢で障がいのある人に対し、地域支援事業（介護保険制度）を通じた介護予防を推進します。 ○生活習慣病予防対策の啓発の充実を図ります。 ○検(健)診や各種相談・教室といった必要なサービスがスムーズに利用できるよう、関係各課が連携して対応していきます。 ○身近な場所で介護予防ができるような地域づくりを推進していきます。 	保険年金課 高齢福祉課 こども家庭課 健康推進課
(2)精神保健福祉事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対する心の健康の保持・増進のため精神保健福祉について啓発を行います。 ○思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業を推進します。 ○心の健康相談、メンタルヘルスチェックなどを市民に広く周知していきます。 ○自殺対策の計画を策定し、地域ぐるみで自殺対策に取り組むことができるように支援をしていきます。 ○ゲートキーパーの役割を市民に周知するとともに、引き続きゲートキーパーを養成していきます。 ○保健所と連携し、当事者グループなどへの支援の充実を検討します。 	社会福祉課 健康推進課



取り組み名	内容	担当課
②医療にかかりやすくする支援		
(1)障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<p>○障がいのある人が必要な医療を安心して受けられるよう、受診環境の充実を促進します。</p> <p>○障がいのある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発を行います。</p> <p>○乳幼児期から学童期、成人期などライフステージに応じた支援や関係機関が連携できる体制づくりを推進し、受診サポートブックの利用法などを検討していきます。</p> <p>○かかりつけ医と専門的機能を持つ医療機関との連携を推進し、安心して医療が受けられる環境づくり、疾病の早期発見・早期治療のために、早い時期での受診を促します。</p> <p>○関係機関へ電子連絡帳の普及啓発に努めるとともに、各機関との連携を図ります。</p>	<p>保険年金課 社会福祉課 高齢福祉課 こども家庭課 健康推進課</p>
(2)医療費の給付	<p>○障害者総合支援法の施行に基づき、自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)の支給を行います。</p> <p>○障がいのある人に対し、医療費助成による支援を行います。</p>	<p>保険年金課 社会福祉課</p>
(3)在宅療養生活の支援	<p>○障がい及びその原因となる疾患の発見から早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切な支援につなげるための関係機関や、福祉の連携強化を図ります。</p> <p>○在宅での療養生活を支援するため、保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化を図ります。</p>	<p>社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課</p>
③リハビリテーションの充実		
(1)リハビリテーション体制の充実	<p>○障がいにより身体の機能が低下している人を対象とし、日常生活の自立支援のための訓練の充実を図ります。</p> <p>○介護保険制度との連携を図り、加齢に伴い身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションの充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課 高齢福祉課</p>



 現状と課題

<基本的な考え方>

- ・令和5年4月に施行された「こども基本法」では、障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けられるような体制整備が求められています。
- ・関係団体・事業所ヒアリングによると、教育・保育について、以前より充実してきたという声も挙がっている一方で、一人ひとりに合った療育体制の充実が求められています。
- ・障がいのある人へのアンケート調査では、就学前に困ったこととして、保育所の受け入れ体制や、職員の障がいへの理解不足、障がい特性に応じた就学後への不安などが挙げられています。また、就学環境の希望について、特別支援学級や特別支援学校を選択した理由として、「適切な教育や支援を受けられるから」と回答した人もいる反面、「本来通級教室を選択したいが、教育現場の現状を加味すると適切な支援を期待できない」との声も挙がっており、保育・教育体制の整備と、障がいへの理解を進め、希望する支援を適切に受けられる環境を整備する必要があります。また、「医療的ケア児支援法」が令和3年9月に施行されました。日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携や、地域一体となって支援することが求められます。

 今後の方向性

- ・障がいの早期発見のために、乳幼児健康診査などの母子保健事業の充実を図ります。また、妊娠期から学齢期までの各ライフステージに応じた一貫性のある支援を展開していきます。
- ・関係機関と連携し、ライフステージやそれぞれの障がい特性に配慮しながら、一人ひとりのニーズに沿った支援を適切に受けられる体制整備を促進します。
- ・医療的ケアを必要とする子どもが、平等に保育・教育が受けられる環境づくりに努めます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①療育体制の充実		
(1)母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦と胎児の健康のための妊婦健康診査や健康相談、訪問指導の充実を図ります。 ○乳幼児健康診査での障がいの早期発見、乳幼児期における発育発達への不安に対する対応及び指導の充実を行います。 ○こども家庭センターにおいて、保健師や助産師などによる専門性を活かした総合的な支援を行います。 ○先天性風疹症候群の発生を防ぐため、ワクチン接種の助成を継続します。 ○母子保健推進員の養成に取り組みます。 	こども家庭課 健康推進課
(2)早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○1歳6か月健康診査、3歳児健康診査など、子どもの発達の節目における健康診査を通じた障がいの早期発見と早期治療・療育を実施します。 ○障がいの早期発見・早期対応のための保健、福祉、学校などの連携強化を図ります。 ○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を図ります。 ○子育てについて相談できる機関の情報を提供します。 ○育児相談・要観察児クリニックなどの体制を充実します。 ○幼児健康診査事後教室にて発達支援・育児支援を行い、必要時には専門機関を紹介します。 ○保育所と親子通園施設の連携を充実していきます。 	社会福祉課 こども家庭課 児童保育課



取り組み名	内容	担当課
(3)健康診査などの適切な実施	<p>○乳幼児の発達検査や保護者・家族のカウンセリング、日常生活指導の充実、必要に応じた関係機関への紹介などを充実し、健康診査などを適切に実施します。</p> <p>○相談支援を通して、見守り、虐待予防などにつなげます。</p>	<p>こども家庭課 児童保育課 学校教育課</p>
(4)ペアレントトレーニングの活動機会の充実	<p>○ペアレントトレーナーの養成講座参加を促進します。</p> <p>○ペアレントトレーニングの活動場所の確保、広報等により、活動を支援します。</p>	<p>こども家庭課 社会福祉課</p>
②保育の充実		
(1)障がいのある幼児の保育機会の充実	<p>○保育士の充実と十分な人材体制の整備により、障がいのある児童の保育の充実を図ります。</p> <p>○加配保育士の十分な人材を配置し、児童の保育体制の充実に努めます。</p>	<p>児童保育課</p>
(2)障がいのある子どもの放課後支援の充実	<p>○障がいのある子どもの放課後や、夏休みなどの長期休業時における居場所づくりを行います。</p> <p>○放課後などにおける子どもの学習・スポーツ・文化活動の充実に努めます。</p> <p>○児童発達支援センターをはじめ、障害児通所支援サービスの提供体制確保など、すべての児童が過ごしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を推進します。</p>	<p>社会福祉課 児童保育課 学校教育課</p>
③教育の充実		
(1)就学・教育相談体制の充実	<p>○保健、福祉や保育所、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。</p>	<p>児童保育課 学校教育課</p>
(2)障がいに関する教職員研修の充実	<p>○多様な障がいに対する理解を深めるため、校内現職研究などで障がいに関する学校での教職員に対する研修機会の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課 学校教育課</p>



取り組み名	内容	担当課
(3)障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級の設置促進や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備への配慮を行います。 ○病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促進します。 	学校教育課
(4)特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障がいにより、特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備を行います。 ○特別支援教育支援員の力量向上を図るなど、個に応じた支援の充実を目指します。 	学校教育課
④医療的ケア児への支援		
(1)医療的ケア児の保育・学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○学校と医療機関の連携体制を構築し、安心安全な学習環境を提供します。 ○長期欠席時でも、タブレット端末を活用したオンラインによる学習環境を提供します。 	学校教育課 社会福祉課
(2)医療的ケア児への日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市内において医療的ケアを必要としている子どもの状況を把握し、適切な支援体制を検討します。 ○関係機関等へ医療的ケア児の情報提供及び研修の実施等を推進します。 	社会福祉課



10 就労

現状と課題

- ・令和5年から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、民間企業では令和8年に2.7%となります。また、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が令和6年4月より義務化されます。
- ・障がいのある人へのアンケート調査では、障がいのある人の就労支援に必要なこととして、「職場の障がい者への理解」が37.8%と最も多く挙げられており、次いで、「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が33.3%となっています。
- ・障がいのある人の雇用拡大のため、障がいや障がいのある人への理解を進めるとともに、関係機関と連携し、雇用や就労の機会を拡充、環境の整備、情報発信に努めていく必要があります。

今後の方向性

- ・障がいの特性や状態を踏まえて、その人に合った就労ができるような就労環境づくりを進めると同時に、雇用・就労に関する情報提供を行っていきます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①民間への働きかけ		
(1)障がいのある人の雇用拡大のための事業所などに対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所(ハローワーク)や県、産業団体などとの連携強化による障がいのある人の雇用拡大のために事業所への啓発を推進します。 ○障害者支援協議会などにおいて、企業に対して障がいのある人の雇用の啓発を推進し、就労拡大を図ります。 ○特別支援学校などとの連携によるアセスメント実施に向けた体制づくりの推進に努めます。 ○障害者優先調達推進法に伴い、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しています。 ○市内の障害者就労施設から提供可能な物品や役務を調達していきます。 ○事業所における「合理的配慮」の実践のため、サポートの提供について周知、啓発に努めます。 	社会福祉課
(2)精神障害者社会適応訓練事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○回復途上の精神障がいのある人を対象とした、企業などへの委託による就労の場の提供と生活訓練を実施します。 ○県の精神障害者社会適応訓練事業を活用し、一般企業への就労につながるよう就労に関する情報の提供に努めます。 	社会福祉課



取り組み名	内容	担当課
(3)総合的な就労相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援協議会及び尾張中部障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制を確立します。 ○障害者支援協議会で、就労支援をテーマにした交流会・勉強会を実施していきます。また、市役所において尾張中部障害者就業・生活支援センターによる出張就労相談を実施し、就労活動につなげていきます。 	社会福祉課
②福祉的就労の充実		
(1)福祉的就労機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校卒業生や在宅で障がいのある人の要望を見極め、福祉的就労機会を提供します。 ○地域活動支援センターなどの施設で生産活動を行えるよう、利用希望者に対し情報提供を行います。 	社会福祉課



 現状と課題

- ・生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の生活を充実させるものであり、生きがいづくりにもつながります。
- ・平成30年6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。
- ・本市では、生涯学習講座において、障がいのある人の参加の場合、職員をつけるなどの対応や、市主催のスポーツ・レクリエーション行事である「清須ウオーク」において、障がいの有無にかかわらず、すべての人が参加できるイベントづくりに努めています。一方で、障がいのある人のアンケートでは、スポーツや文化・芸術活動への参加意向について、「現在参加しておらず、今後も参加しない」が 57.1%となっています。また、生涯学習に使用する施設で、バリアフリー化ができていない施設もあることが課題として挙げられ、生涯学習やスポーツなどへの参加しやすい環境づくりが求められています。
- ・令和元年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。本市においても、障がいのある人も読書に親しむことができる読書環境の整備を進めていく必要があります。

 今後の方向性

- ・障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツや文化・芸術活動、生涯学習等の実施やイベント等の開催の支援と周知啓発を行うとともに、施設の整備・改善に取り組みます。



主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①生涯学習への参加支援		
(1)生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習施設を活用した学習機会を充実し、障がいのある人の社会参加を促進します。 ○障害福祉に関する資料の収集と企画展示等を通じ、広く市民へ広報・情報提供を行います。 ○障がいの有無にかかわらず参加できる生涯学習講座を開催し、参加促進を図ります。 ○愛知県障害者能力開発校等が実施するパソコン教室について、広報紙を通じて周知を行います。 	生涯学習課 社会福祉課
(2)障がいのある人に配慮した読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○サピエ図書館などの関係機関と連携し、点字図書など障がいに配慮した資料の利用を推進します。 ○障がいにより図書館への来館が困難と判断した利用者に対し、図書郵送サービスを実施します。 	生涯学習課
②スポーツ活動への参加支援		
(1)障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保に取り組めます。 ○スポーツ・レクリエーションに関する情報を効果的に提供します。 ○健康の保持や障がいの有無を問わず交流を広げることができるよう、障がいのある人を対象とした競技スポーツやニュースポーツなどの生涯スポーツを推進します。 ○障がいのある人も参加できるスポーツ・レクリエーション行事の提供に努め、障がいのある人の施設利用の促進のため、清洲勤労福祉会館(アルコ清洲)と新川地域文化広場(カルチバ新川)の使用料減免制度を継続します。 	スポーツ課



取り組み名	内容	担当課
③文化・芸術活動への参加支援		
(1)文化・芸術活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○文化・芸術活動に関する情報提供の充実を図ります。 ○文化・芸術活動への参加機会の充実を図ります。 	生涯学習課
(2)文化施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○美術館、図書館等や公民館などの地域の文化施設において、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上を支援します。 	財産管理課 及び 各施設所管課



第 5 章 障害福祉サービスの提供体制

(第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画)



1

障害福祉計画の成果目標

令和8年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設定しました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和5年度末の施設入所者数:34人、地域移行者数:3人、施設入所者削減数:1人				
項目	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設入所者数	34人	36人	36人	32人
地域移行者数	3人	0人	2人	0人
施設入所者の削減数	1人	▲1人	0人	4人
(各年度末時点)				
《成果目標》				
国の基本指針				
項目	現行	改正内容		
福祉施設から地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行		
施設入所者数の削減	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減		



■福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標

項目		数値
令和4年度末時点の入所者数(A)		32人
令和8年度末の入所者数見込		30人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数(B)	2人
	移行率(B/A)	6.25%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数(C)	2人
	削減率(C/A)	6.25%



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和5年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域で設置						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	有	有	有			
【前期目標】 本市の現状及び地域移行に伴う基盤整備量						
項目	【参考】1年以上の入院患者数 ※地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース			【目標値】 地域移行に伴う基盤整備量		
	65歳未満	65歳以上	計	65歳未満	65歳以上	計
精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量	23人	19人	42人	11人	7人	18人
【前期目標】 地域移行支援及び地域定着支援の支給決定者数						
項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
地域移行支援	65歳以上	0人	0人	0人		
	65歳未満	2人	3人	2人		
地域定着支援	65歳以上	0人	0人	0人		
	65歳未満	1人	0人	0人		
《成果目標》						
国の基本指針						
項目	現行	改正内容				
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	精神障がい者の地域移行支援の利用者数の見込みを設定	/				
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	精神障がい者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定					
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	精神障がい者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定					
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	精神障がい者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定					
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数【新規】						



項目	現行	改正内容
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定	
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定	
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定	



■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	65歳以上:1人 65歳未満:1人 ※令和5年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量		
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	5人	7人	7人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	37人	41人	48人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	7人	6人	6人
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の協議の場への関係者ごとの参加者数	16人 (保健 1人、医療 3人、福祉 2人、介護 3人、当事者及び家族 0人、その他 7人)	16人 (保健 1人、医療 3人、福祉 2人、介護 3人、当事者及び家族 0人、その他 7人)	16人 (保健 1人、医療 3人、福祉 2人、介護 3人、当事者及び家族 0人、その他 7人)
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回



3 地域生活支援拠点等の整備

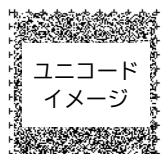
■前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和5年度末までに圏域で1か所整備			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域生活支援拠点等の整備数	0 か所	0 か所	0 か所
運用状況の検証・検討	0 回	0 回	0 回
《成果目標》			
国の基本指針			
項目	現行	改正内容	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、コーディネーターを配置することで効果的な支援体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討	
強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備【新規】		強度行動障がい者を有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	



■地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備数	圏域に1か所	圏域に1か所	圏域に1か所
運用状況の検証・検討	1回	1回	1回
項目			目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	コーディネーターの配置人数	【目標値】 令和8年度末までのコーディネーターの人数	2人
	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	【目標値】 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の有無	有



■強度行動障がいをもつ者への支援体制充実の目標

項目			目標
強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	支援ニーズの把握	【目標値】 強度行動障がいをもつ者の状況や支援ニーズの把握体制	有
	体制整備の有無	【目標値】 強度行動障がいをもつ者への支援体制の有無	有

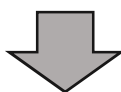
4 福祉施設から一般就労への移行等

■前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和5年度の一般就労移行者数:12人(令和元年度実績の1.33倍)				
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉施設から一般就労への移行(一般就労移行者数)	9人	6人	5人	11人
【前期目標】 令和5年度の一般就労移行者数:2人(令和元年度実績の2.0倍)				
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労移行支援事業利用者数	1人	4人	5人	7人
【前期目標】 令和5年度の一般就労移行者数:7人(令和元年度実績の1.4倍)				
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労継続支援A型事業利用者数	5人	1人	0人	2人
【前期目標】 令和5年度の一般就労移行者数:2人(令和元年度実績の2.0倍)				
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労継続支援B型事業利用者数	1人	0人	0人	0人
【前期目標】 令和5年度の一般就労移行支援事業等を通じた一般就労移行の就労定着支援利用率:7割				
項目	令和3年度		令和4年度	
就労定着支援利用率	40%		14%	
【前期目標】 令和5年度末の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合:7割				
項目	令和3年度		令和4年度	
就労定着支援事業所の割合	-		-	



《成果目標》		
国の基本指針		
項目	現行	改正内容
福祉施設から一般就労への移行者数	令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上(就労移行支援事業では1.30倍以上、就労継続支援A型事業では1.26倍以上、就労継続支援B型事業では1.23倍以上)	令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上(就労移行支援事業では1.31倍以上、就労継続支援A型事業では1.29倍以上、就労継続支援B型事業では1.28倍以上)
項目	現行	改正内容
就労移行支援事業利用者が5割以上の事業所【新規】		就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合が5割以上の事業所を5割以上
就労定着支援事業の利用者数【新規】		令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
就労定着支援事業の定着率	就労定着支援事業所のうち、令和5年度末の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上



■福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項目		目標	
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	【基準値】 令和3年度における一般就労への移行者数	5人
		【目標値】 令和8年度における一般就労への移行者数	7人
			1.40倍
	就労移行支援事業	【基準値】 令和3年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	5人
		【目標値】 令和8年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	7人
			1.40倍



項目		目標		
福祉施設から一般就労への移行者数	就労継続支援A型事業	【基準値】 令和3年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0人	
		【目標値】 令和8年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 - 倍	
	就労継続支援B型事業	【基準値】 令和3年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	0人	
		【目標値】 令和8年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 - 倍	
	就労移行支援事業利用者が5割以上の事業所の割合		【目標値】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割
	就労定着支援事業の利用者数		【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	9人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合		【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分	

5 相談支援体制の充実・強化等

■前期計画の進捗状況

【前期目標】 総合的・専門的な相談支援の実施:有		
項目	令和3年度	令和4年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有
【前期目標】 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数:1件		
項目	令和3年度	令和4年度
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	7件	7件



【前期目標】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数:2件		
項目	令和3年度	令和4年度
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5 件	5 件
【前期目標】 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数:3回		
項目	令和3年度	令和4年度
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	5 回	3 回
《成果目標》		
国の基本指針		
項目	現行	改正内容
地域の相談支援体制強化の体制確保【新規】		令和8年度末までに各市町村において基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みと、そのための協議会の体制確保【新規】		個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保



■相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	8 件	8 件	8 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5 件	5 件	5 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	4 回	4 回	4 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人



項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	14	14	15
協議会の相談支援専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■前期計画の進捗状況

【前期目標】 研修への市町村職員の参加人数:2人		
項目	令和3年度	令和4年度
愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人
【前期目標】 審査結果の事業所や関係自治体等との共有回数:1回		
項目	令和3年度	令和4年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回



■相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等との共有回数	1回	1回	1回



2

障害福祉サービスの見込量と確保の方策

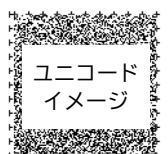
障害福祉サービスなどの必要見込量に際しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量などを勘案し、算出しています。

1 訪問系サービス

サービス名	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がいをもつ者に対し、入浴、排せつ、食事、外出などの介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難をもつ者に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的又は精神に障がいのある人で、常に介護を必要とする者に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括 支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【利用実績と見込量】

訪問系サービス全体の利用者数の実績については、計画値を上回っています。特に、居宅介護における利用者が年々増加傾向にあります。利用量、事業所数については計画値を下回っていますが、年々増加傾向となっています。これらの過去の実績やアンケート調査結果を踏まえ、各サービスの利用者数、利用量は増加するものと見込んでいます。

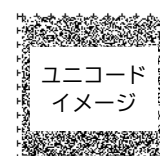


サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数 (人/月)	実績	135.7	156.9	163.7
		計画値	107.0	116.0	125.0
	利用量 (時間/月)	実績	2,001.6	2,201.2	2,317.2
		計画値	2,033	2,204.0	2,375.0
	事業所数 (か所)	実績	13	14	16
		計画値	15	16	17
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	実績	3.0	3.1	3.8
		計画値	7.0	9.0	11.0
	利用量 (時間/月)	実績	490.1	495.2	603.6
		計画値	875.0	1,125.0	1,375.0
	事業所数 (か所)	実績	13	13	13
		計画値	12	13	14
同行援護	利用者数 (人/月)	実績	4.6	4.5	6.3
		計画値	6.0	8.0	11.0
	利用量 (時間/月)	実績	30.3	35.5	42.9
		計画値	66.0	88.0	121.0
	事業所数 (か所)	実績	7	6	6
		計画値	6	7	8
行動援護	利用者数 (人/月)	実績	7.3	7.6	6.9
		計画値	10.0	13.0	17.0
	利用量 (時間/月)	実績	78.5	85.1	71.9
		計画値	100.0	130.0	170.0
	事業所数 (か所)	実績	2	2	2
		計画値	3	4	5
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	実績	0.0	0.0	0.0
		計画値	2.0	4.0	7.0
	利用量 (時間/月)	実績	0.0	0.0	0.0
		計画値	250.0	500.0	875.0
	事業所数 (か所)	実績	0	0	0
		計画値	1	1	1
訪問系サービス 合計	利用者数 (人/月)	実績	150.6	172.1	180.7
		計画値	132.0	150.0	171.0
	利用量 (時間/月)	実績	2,636.2	2,817.0	3,035.6
		計画値	3,324.0	4,047.0	4,916.0
	事業所数 (か所)	実績	35	35	37
		計画値	37	41	45





サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数 (人/月)	見込量	177.0	192.0	208.0
	利用量 (時間/月)	見込量	2,531.1	2,723.3	2,950.3
	事業所数 (か所)	見込量	16	16	16
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	見込量	4.0	4.0	4.0
	利用量 (時間/月)	見込量	642.8	636.9	636.9
	事業所数 (か所)	見込量	13	13	13
同行援護	利用者数 (人/月)	見込量	6.0	7.0	8.0
	利用量 (時間/月)	見込量	42.6	48.1	54.9
	事業所数 (か所)	見込量	6	6	6
行動援護	利用者数 (人/月)	見込量	7.0	7.0	7.0
	利用量 (時間/月)	見込量	75.6	73.5	73.5
	事業所数 (か所)	見込量	2	2	2
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	見込量	1.0	1.0	1.0
	利用量 (時間/月)	見込量	300.0	300.0	300.0
	事業所数 (か所)	見込量	0	0	0
訪問系サービス 合計	利用者数 (人/月)	見込量	195.0	211.0	228.0
	利用量 (時間/月)	見込量	3,592.1	3,781.8	4,015.6
	事業所数 (か所)	見込量	37	37	37



【確保の方策】

居宅介護(ホームヘルプ)、同行援護については、実績や事業所ヒアリングによると、サービス利用の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質向上を図るよう働きかけます。

重度障害者等包括支援は、現在給付実績はありませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制を整備できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

サービス名	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復などの必要がある障がいのある人に、身体的リハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの必要がある障がいのある人に、日常生活能力を向上するための支援などを行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労支援を行います。
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労などが見込まれる障がいのある人であって、就労を希望する人に対し、生産活動などを通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	企業・自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。



サービス名	実施内容
療養介護	医療を要する障がいのある人で、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。
福祉型短期入所	居宅で介護を行う人が病気などの場合に、障がいのある人が短期間障害者支援施設等へ入所し、施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
医療型短期入所	居宅で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障がい児・者等の重い障がいのある人が短期間医療機関等へ入所し、医療の管理のもとで入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

① 生活介護

【利用実績と見込量】

計画期間を通して、利用者数は実績が計画値を上回り、利用量は実績が計画値を下回っています。これらを踏まえ、1人あたりの利用量を見直した上で、利用者数は増加するものと見込んでいます。また、利用量については、実績を踏まえ、1人あたり月に17日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護	利用者数 (人/月)	実績	102.9	106.5	109.3
		計画値	90.0	92.0	95.0
	利用量 (人日/月)	実績	1,768.7	1,791.9	1,887.6
		計画値	1,890.0	1,932.0	1,995.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 (人/月)	見込量	114.0	119.0	124.0
	利用量 (人日/月)	見込量	1,949.4	2,051.1	2,137.2



② 自立訓練(機能訓練)

【利用実績と見込量】

自立訓練(機能訓練)は、標準利用期間が1年半となっており、リハビリテーションなどで機能が回復すると利用を終了します。令和4年度及び令和5年度は対象者が少なかったため計画値に達しませんでした。増加傾向にあるため、利用者は増加するものと見込んでいます。また、利用量については、過去の実績から1人あたり月に15日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	実績	2.3	0.4	1.3
		計画値	2.0	4.0	6.0
	利用量 (人日/月)	実績	38.8	11.9	27.7
		計画値	30.0	60.0	90.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	2.0	3.0	4.0
	利用量 (人日/月)	見込量	45.2	64.7	86.2

③ 自立訓練(生活訓練)

【利用実績と見込量】

自立訓練(生活訓練)は、標準利用期間(2年)のうちに、日常生活を営むために必要な訓練等を行うものです。計画期間を通して利用者数、利用量ともに計画値を下回っていますが、今後地域移行を推進していく方向性を加味し、各年度1人の増加を見込んでいます。利用量については、実績から1人あたり月に9日程度利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	7.3	8.3	4.6
		計画値	9.0	11.0	13.0
	利用量 (人日/月)	実績	60.8	72.3	42.0
		計画値	108.0	132.0	156.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	4.0	5.0
利用量 (人日/月)		見込量	34.8	43.5	52.2

④ 就労選択支援

【利用実績と見込量】

就労選択支援は、令和7年10月から施行される障害福祉サービスであるため、令和7年度から過去の実績を踏まえ、利用者数を見込んでいます。

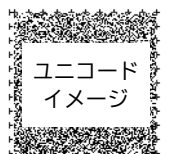
サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	就労選択支援	利用者数 (人/月)	見込量	—	1.0

⑤ 就労移行支援

【利用実績と見込量】

利用者数は、令和4年度のみ計画値を上回り、利用量の実績は、いずれも計画値を下回っていますが、年々増加しています。利用者数については、過去の実績の伸び率やアンケート調査結果、さらに標準利用期間を踏まえ増加を見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に15日程度利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
	就労移行支援	利用者数 (人/月)	実績	15.1	23.1
計画値			18.0	22.0	24.0
利用量 (人日/月)		実績	235.8	343.9	366.1
		計画値	324.0	396.0	432.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数 (人/月)	見込量	23.0	25.0	28.0
	利用量 (人日/月)	見込量	356.5	394.5	441.8

⑥ 就労継続支援(A型)

【利用実績と見込量】

利用者数、利用量の実績は年々増加しており、ともに計画値を上回っています。利用者数については、過去の実績の伸び率をもとに見込み、さらにアンケート調査結果を加味し見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に19日程度利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	実績	70.3	76.3	79.7
		計画値	63.0	67.0	72.0
	利用量 (人日/月)	実績	1,354.7	1,424.7	1,524.6
		計画値	1,260.0	1,340.0	1,440.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	見込量	83.0	89.0	95.0
	利用量 (人日/月)	見込量	1,577.0	1,700.2	1,814.8

⑦ 就労継続支援(B型)

【利用実績と見込量】

利用者数、利用量の実績は、いずれも計画値を上回り、かつ年々増加しています。今後も増加が見込まれるため、利用者数は過去の実績の伸び率をもとに見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に17日程度利用するものとして見込んでいます。



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	実績	105.5	120.3	136.2
		計画値	98.0	104.0	110.0
	利用量 (人日/月)	実績	1,810.2	2,008.6	2,306.1
		計画値	1,764.0	1,872.0	1,980.0



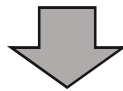
サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	見込量	154.0	174.0	197.0
	利用量 (人日/月)	見込量	2,602.6	2,945.0	3,334.3

⑧ 就労定着支援

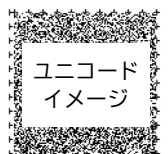
【利用実績と見込量】

利用者数の実績は計画期間を通して計画値を下回っていますが、現状やアンケート調査結果を踏まえ、利用者数、利用量ともに増加を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労定着支援	利用者数 (人/月)	実績	2.7	2.6	3.0
		計画値	3.0	6.0	11.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数 (人/月)	見込量	3.0	4.0	5.0



⑨ 療養介護

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、計画値を下回って推移しています。今後は、実績をもとに、増減せず推移することを見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
療養介護	利用者数 (人/月)	実績	9.8	10.0	10.0
		計画値	11.0	12.0	13.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数 (人/月)	見込量	10.0	10.0	10.0

⑩ 短期入所(福祉型)

【利用実績と見込量】

利用者数、利用量の実績は計画値を下回っていますが、増加傾向で推移しています。実績やアンケート調査結果を加味し、今後も利用者の増加を見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に5日程度利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	実績	29.3	37.7	40.4
		計画値	31.0	38.0	45.0
	利用量 (人日/月)	実績	173.8	184.3	217.5
		計画値	217.0	266.0	315.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	見込量	47.6	56.0	66.0
	利用量 (人日/月)	見込量	257.0	301.7	355.5



⑪ 短期入所(医療型)

【利用実績と見込量】

利用者数、利用量の実績は計画値を下回っていますが、増加傾向で推移しています。実績やアンケート調査結果を加味し、今後も利用者の増加を見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に4日程度利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	実績	3.8	4.3	4.9
		計画値	6.0	8.0	13.0
	利用量 (人日/月)	実績	14.8	15.2	17.7
		計画値	24.0	32.0	52.0



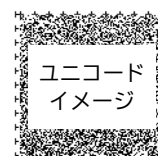
サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	見込量	5.8	7.0	8.0
	利用量 (人日/月)	見込量	21.5	25.4	29.1

【確保の方策】

就労移行支援については利用者が増加傾向にあることから、ハローワーク、尾張中部障害者就業・生活支援センター及び相談支援事業所などとの連携を強化し、障がいのある人の雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大を図ります。

一般就労を希望する方に対しては、就職に必要とされる能力向上のため、愛知障害者職業センターや愛知障害者職業能力開発校等を活用し、就労につなげます。

就労継続支援(A型・B型)、短期入所(ショートステイ)については、利用者・利用量ともに増加傾向で見込まれることから、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう、新たな事業所の開設や近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により、提供体制の確保に努めます。



3 居住系サービス

サービス名	実施内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障がいのある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話などを行います。

①自立生活援助

【利用実績と見込量】

利用実績はありませんが、対象がいる場合は利用を促進していくため、利用者数を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	利用者数 (人/月)	実績	0.0	0.0	0.0
		計画値	3.0	7.0	11.0
	事業所数 (か所)	実績	0	0	0
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込量	1.0	1.0	1.0
	事業所数 (か所)	見込量	0	0	0



②共同生活援助(グループホーム)

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、計画値を上回り、かつ年々増加しています。今後も増加が見込まれるため、利用者数は過去の実績の伸び率をもとに見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	実績	58.5	74.6	84.4
		計画値	55.0	60.0	65.0
	事業所数 (か所)	実績	7	8	8
		計画値	6	7	8



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	見込量	94.0	111.0	131.0
	事業所数 (か所)	見込量	8	8	8

③施設入所支援

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、計画値を下回り、年々減少しています。近隣市町に施設入所の空きがないことや、今後利用者の地域移行等が進むことを見込み、計画期間中は令和5年度以降、横ばいでの推移を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
施設入所支援	利用者数 (人/月)	実績	32.3	30.1	30.0
		計画値	34.0	34.0	34.0
	事業所数 (か所)	実績	0	0	0
		計画値	0	0	0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込量	30.0	30.0	30.0
	事業所数 (か所)	見込量	0	0	0

【確保の方策】

共同生活援助(グループホーム)については、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、ニーズを把握し、支援を図ります。

施設入所支援については、地域移行の推進による入所者の減少が目指すとともに、利用希望者やその家族へ対して情報提供を行い、利用しやすい環境を整えます。

4 相談支援サービス

サービス名	実施内容
計画相談支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等利用計画が適正かモニタリングを行い、検証します。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神に障がいのある人に対して、居住の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身で生活している障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において訪問・相談等の支援を行います。

①計画相談支援

【利用実績と見込量】

利用者数は、令和3年度から計画値を上回り、年々増加しています。実績を踏まえ、各年度6件ずつの増加を見込んでいます。



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	利用者数 (人/月)	実績	80.0	86.9	92.3
		計画値	70.0	80.0	90.0
	事業所数 (か所)	実績	7	7	7
		計画値	4	5	6



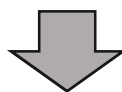
サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	見込量	98.0	104.0	110.0
	事業所数 (か所)	見込量	8	8	8

②地域移行支援

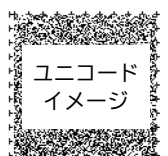
【利用実績と見込量】

令和3年度及び令和4年度において、利用者数の実績は計画値を下回っていますが、令和5年度実績や、今後地域移行を推進していくことを踏まえ、利用者数の増加を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	利用者数 (人/月)	実績	0.9	0.6	1.4
		計画値	1.0	1.0	1.0
	事業所数 (か所)	実績	1	1	1
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数 (人/月)	見込量	2.0	3.0	4.0
	事業所数 (か所)	見込量	1	1	1



③地域定着支援

【利用実績と見込量】

利用者数の実績はありませんが、今後地域定着を推進していくことを踏まえ、利用者数の増加を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域定着支援	利用者数 (人/月)	実績	0.0	0.0	0.0
		計画値	1.0	1.0	1.0
	事業所数 (か所)	実績	1	1	1
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	利用者数 (人/月)	見込量	1.0	2.0	3.0
	事業所数 (か所)	見込量	1	1	1

【確保の方策】

計画相談支援については、利用者の増加が見込まれるため、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保を一層促進し、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に努めます。

また、地域移行支援、地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所に働きかけ基盤整備に努めます。



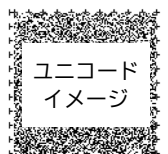
3

地域生活支援事業の見込量と確保の方策

障がいのある人が、障害福祉サービスなどを利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活を送ることができるように、多様な支援を効果的・効率的に実施します。

1 必須事業

サービス名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜の供与、権利擁護に必要な援助など、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などによる支援を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。



サービス名	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

①理解促進研修・啓発事業

【実績と見込量】

引き続き、市民に対して「心のバリアフリー」の推進を図るための啓発活動を実施します。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績	有	有	有
		計画値	有	有	有



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込量	有	有	有

【確保の方策】

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、ヘルプマーク及びヘルプカードの作成・配布等を行い、「心のバリアフリー」の推進を図ります。

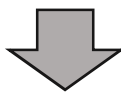
②自発的活動支援事業

【実績と見込量】

前期計画期間中は実績はありませんが、今後はピアサポートなど、障がい者福祉団体などが行う自発的活動に対し支援します。



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自発的活動 支援事業	実施の 有無	実績	無	無	無
		計画値	有	有	有



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動 支援事業	実施の 有無	見込量	有	有	有

【確保の方策】

自発的活動支援事業では、障がいのある人及びその家族、障がい者福祉団体などによる地域における自発的な取り組みを支援できるよう努めます。

③相談支援事業

【利用実績と見込量】

前期計画期間中は、計画値通りとなりました。今後は障害者相談支援事業を拡充しつつ、引き続き障がいのある人へ適切な情報提供を行い、サービスの利用促進に努めます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害者相談 支援事業	事業所数 (か所)	実績	4	4	4
		計画値	4	4	4
基幹相談支援 センター	設置の 有無	実績	有	有	有
		計画値	有	有	有
障害者支援 協議会	設置の 有無	実績	有	有	有
		計画値	有	有	有
基幹相談支援 センター等機能 強化事業	実施の 有無	実績	有	有	有
		計画値	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	実績	無	無	無
		計画値	無	無	無



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	事業所数 (か所)	見込量	8	8	8
基幹相談支援センター	設置の有無	見込量	有	有	有
障害者支援協議会	設置の有無	見込量	有	有	有
障害者支援協議会	実施の有無	見込量	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	見込量	有	有	有
住宅入居等支援事業	設置の有無	見込量	有	有	有

【確保の方策】

相談支援事業のうち障害者相談支援事業については、障がい者サポートセンター清須(基幹相談支援センター)、尾張中部福祉の杜、愛知県青い鳥医療療育センター、ケアサポートセンター七彩の4か所での実施を継続し、さらなる充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

【利用実績と見込量】

前期計画期間は、計画値通りであることから、今後も同様の利用者数を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	実績	1	1	1
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	見込量	1	1	1

【確保の方策】

成年後見制度を利用しやすくするため、清須市成年後見支援センターと連携し、相談支援事業の充実とあわせて、成年後見制度利用支援事業について広報・啓発に努めます。



⑤成年後見制度法人後見支援事業

【利用実績と見込量】

前期計画期間中の実施はありませんが、今後制度の利用促進を図る上でも、令和6年度以降に実施することを見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	実績	無	無	無
		計画値	有	有	有



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	見込量	有	有	有

【確保の方策】

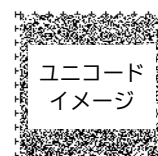
成年後見制度を必要としている人が安心して利用できるよう、法人後見活動をしている団体への支援体制の構築を検討します。

⑥意思疎通支援事業

【利用実績と見込量】

派遣事業については、利用者数の実績が計画値を下回り、かつ減少傾向にあります。利用を促進していくことを踏まえ、今後の増加を見込んでいます。設置事業は現状の2名体制を維持し、聴覚に障がいのある人の社会参加を支援します。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	利用者数 (人/年)	実績	20.0	24.0	17.0
		計画値	22.0	23.0	24.0
手話通訳者 設置事業	設置者数 (人/年)	実績	2.0	2.0	2.0
		計画値	2.0	2.0	2.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数 (人/年)	見込量	20.0	21.0	22.0
手話通訳者設置事業	設置者数 (人/年)	見込量	2.0	2.0	2.0

【確保の方策】

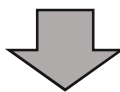
意思疎通支援事業のうち手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、登録者の増員に努め、利用者へ周知を図ります。また、手話通訳者を社会福祉課に引き続き配置し、聴覚に障がいのある人の社会参加を支援します。

日常生活用具給付等事業

【利用実績と見込量】

各サービスの実績を加味し、在宅療養等支援用具を除くサービスでは、増加を見込んでいます。介護・訓練支援用具については、令和5年度実績はありませんでしたが、例年数件申請があるため、令和7年度以降は実績の平均で見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	実績	5	6	0
		計画値	8	9	10
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	実績	8	10	12
		計画値	11	12	13
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	実績	6	5	4
		計画値	11	12	13
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	実績	7	8	14
		計画値	3	4	5
排せつ管理支援用具	利用件数 (件/年)	実績	1,390	1,431	1,612
		計画値	1,220	1,260	1,280
住宅改修費	利用件数 (件/年)	実績	2	3	5
		計画値	6	6	6



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	0	4	4
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	12	15	19
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	7	6	5
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	14	15	16
排せつ管理支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	1,612	1,713	1,821
住宅改修費	利用件数 (件/年)	見込量	5	6	7

【確保の方策】

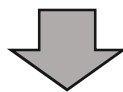
排せつ管理支援用具は特に今後も増加傾向が見込まれ、他の用具を含めて清須市福祉ガイドブックなどにより利用者への周知を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【利用実績と見込量】

清須市・北名古屋市・豊山町で手話奉仕員養成講座(入門・基礎・レベルアップ)を順番に開催しています。受講者数が増えるよう周知等に努めることを踏まえ、1人の増加を見込んでいます。

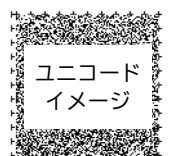
サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数 (人/年)	実績	9	9	16
		計画値	20	20	20



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数 (人/年)	見込量	10	10	17

【確保の方策】

全国で「手話言語法」に関する動きが活発となっており、受講者の拡大を図るため尾張中部福祉圏域内で協力して、手話奉仕員養成講座(入門・基礎・レベルアップ)を開催することにより人材育成に努めます。



⑨移動支援事業

【利用実績と見込量】

令和3年以降、実績は計画値を下回っています。実績やアンケート調査結果をもとに、今後は利用者の減少を見込んでいます。利用量については、実績を加味し、1人あたり1年に 47 時間程度利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
移動支援事業	利用者数 (人/年)	実績	67.0	59.0	68.0
		計画値	90.0	97.0	105.0
	利用量 (時間/年)	実績	3,248.0	2,930.0	3,342.0
		計画値	5,400.0	5,820.0	6,300.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数 (人/年)	見込量	72.0	71.0	70.0
		見込量	3,396.0	3,364.7	3,317.3

【確保の方策】

地域における障がいのある人の自立した生活や社会参加のために、移動支援事業を充実することで、外出が困難な障がいのある人の社会参加のための適切な支援を行います。

⑩地域活動支援センター事業

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、計画値を上回り、かつ増加しています。令和6年度以降も増加するものを見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域活動支援センター事業	利用者数 (人/年)	実績	48.0	54.0	58.0
		計画値	42.0	44.0	46.0
	事業所数 (か所)	実績	2	2	2
		計画値	2	3	3



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	利用者数 (人/年)	見込量	67.0	77.0	88.0
	事業所数 (か所)	見込量	2	2	2

【確保の方策】

障がいのある人へ創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの事業の拡大・充実に努めます。

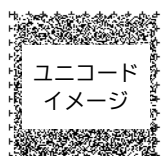
2 任意事業

サービス名	実施内容
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ることを目的として、訪問入浴サービス事業を実施します。
更生訓練費支給事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援又は自立訓練を利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中における活動の場を提供するとともに、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実施します。
生活サポート事業	ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、日常生活に関する支援などを行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図ることを目的として、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業を実施します。

①訪問入浴サービス事業

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、年々減少しており、今後は横ばいで推移するものと見込んでいます。



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問入浴 サービス事業	利用者数 (人/年)	実績	4.0	3.0	2.0
		計画値	6.0	7.0	8.0
	事業所数 (か所)	実績	0	0	0
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス事業	利用者数 (人/年)	見込量	2.0	2.0	2.0
	事業所数 (か所)	見込量	0	0	0

【確保の方策】

障がいのある人の地域移行促進に伴い、在宅で生活する方が必要なサービス提供体制の確保に努めます。

②更生訓練費支給事業

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、令和3年度及び令和4年度では計画値を下回っていますが、年々増加しているため、今後も実績を踏まえた増加を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
更生訓練費 支給事業	利用者数 (人/年)	実績	16.0	20.0	27.0
		計画値	22.0	23.0	24.0
	事業所数 (か所)	実績	2	2	2
		計画値	2	3	3



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費 支給事業	利用者数 (人/年)	見込量	28.0	31.0	34.0
	事業所数 (か所)	見込量	2	2	2



【確保の方策】

就労移行支援や自立訓練の利用者増加が見込まれるため、利用者へ周知を図るとともに適切な給付に努めます。

③日中一時支援事業

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、令和4年度は計画値を下回り、年々減少しているため、今後も減少を見込んでいます。事業所数については、事業所ヒアリングを反映し、令和5年度見込みから1か所増加しています。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	実績	191.0	177.0	171.0
		計画値	190	200	210
	事業所数 (か所)	実績	11	12	13
		計画値	12	13	13



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	見込量	175.0	171.0	167.0
	事業所数 (か所)	見込量	13	13	13

【確保の方策】

日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の介護の負担軽減を図ります。そのため、日中一時支援事業におけるサービス提供事業者の確保に努めます。

④生活サポート事業

【利用実績と見込量】

令和3年度及び令和4年度は計画通りの実績となっておりますが、令和5年度見込みにおいては実績がないことを踏まえて、令和6年度以降を見込んでいます。



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活サポート事業	利用者数 (人/年)	実績	2.0	2.0	0.0
		計画値	2.0	2.0	2.0
	事業所数 (か所)	実績	1	1	1
		計画値	3	3	3



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	利用者数 (人/年)	見込量	1.0	1.0	1.0
		事業所数 (か所)	1	1	1

【確保の方策】

ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、障がいのある人の日常生活を支援するため、必要なサービス量を確保します。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、令和4年度以降ありませんが、これまでの実績やアンケート調査を踏まえて、令和6年度以降を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車運転 免許取得・ 改造助成事業	利用者数 (人/年)	実績	5.0	0.0	0.0
		計画値	4.0	4.0	4.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転 免許取得・ 改造助成事業	利用者数 (人/年)	見込量	6.0	3.0	2.0

【確保の方策】

身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図るため、自動車運転免許取得や自動車改造の費用を助成します。



4

障害児福祉計画の成果目標

令和8年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設定しました。

1 障害児支援の提供体制の整備等

■前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和5年度末までに児童発達支援センター整備:圏域1か所			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援センターの整備	無	無	無
【前期目標】 令和5年度末までに保育所等訪問支援体制の構築及び充実			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所等訪問支援の利用体制の構築	有	有	有
【前期目標】 令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所整備:1か所			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	1か所	1か所	1か所
【前期目標】 令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所整備:1か所			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所	1か所
【前期目標】 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置:1か所			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所	1か所
【前期目標】 医療的ケア児コーディネーターの配置人数:6名			
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	2人	2人	3人



《成果目標》		
国の基本指針		
項目	現行	改正内容
児童発達支援センターの整備	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築【新規】		障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置	令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



■障害児支援の提供体制の整備等の目標値

項目	目標
児童発達支援センターの整備	令和4年度末時点の整備か所数 圏域に0か所
	【目標値】 令和8年度末までの整備か所数 市内又は圏域に1か所



項目		目標	
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	令和4年度末時点の整備か所数	0 か所	
	【目標値】 令和8年度末までの整備か所数	1 か所	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和4年度末時点の整備か所数	1 か所	
	【目標値】 令和8年度末までの整備か所数	1 か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和4年度末時点の整備か所数	1 か所	
	【目標値】 令和8年度末までの整備か所数	1 か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和4年度末時点の協議の場の数	1 か所
		【目標値】 令和8年度末までの協議の場の数	1 か所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和4年度末時点の配置数	3 名
		【目標値】 令和8年度末までの配置数	4 名

2 発達障がい等に対する支援

サービス名	実施内容
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等による家族スキル向上支援	保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。
ペアレントメンターの養成	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験した保護者が同じような発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行うペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポートの活動の推進	同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や、集まる場を提供する際の子どもの一時預かりなどを行います。



①ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等による家族スキル向上

【利用実績と見込量】

実績はありませんが、支援体制を構築し、支援プログラムの開催を検討していけるよう、受講者数を令和7年度以降各年度1人と見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
ペアレントトレーニング、 ペアレントプログラム等 による家族スキル向上 支援	支援プログラム等の受 講者数(人)	実績	0	0	0
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング、 ペアレントプログラム等 による家族スキル向上 支援	支援プログラム等の受 講者数(人)	見込量	0	1	1
		支援プログラム等の支 援者数(人)	0	1	1

②ペアレントメンターの養成等

【利用実績と見込量】

実績はありませんが、支援体制を構築し、支援プログラムの開催を検討していけるよう、受講者数を各年度1人と見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
ペアレントメンター の養成等	ペアレントメンタ ーの人数(人)	実績	0	0	0
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンター の養成等	ペアレントメンタ ーの人数(人)	見込量	1	1	1



③ピアサポートの活動の推進

【利用実績と見込量】

実績はありませんが、支援体制を構築しピアサポートの活動を推進していくため、参加人数を各年度1人と見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
ピアサポートの活動の推進	ピアサポートの活動への参加人数(人)	実績	0	0	0
		計画値	1	1	1



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動の推進	ピアサポートの活動への参加人数(人)	見込量	1	1	1

【確保の方策】

発達障がいのある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいがある人やその家族への支援が必要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人やその家族等に対する支援体制の確保に努めます。



5

障害児支援事業の見込量と確保の方策

子ども・子育て支援法などに基づく、「子ども・子育て支援事業計画」との緊密な連携を図るとともに、教育・保育などの利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援などの専門的な支援に取り組みます。

障がいのある児童に対しては、できるだけ早期に専門的な支援を行うことが、子どもの育ちのために重要です。特に発達障がいについては、知的な障がいを伴わない場合、健康診査だけでは発見が難しく、家庭や保育、教育の現場などの日常生活の場において、初めて気づかれることが多くあり、この段階で適切な支援につなげていきます。

親子通園施設たんぽぽ園では、地域の身近な療育の場として機能の充実を図るため、療育指導員の質の向上に努めます。

1 障害児支援の提供体制の整備等

サービス名	実施内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療(リハビリテーション)や、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

①児童発達支援

【利用実績と見込量】

利用者数及び利用量の実績は、いずれも計画値を大きく上回り、かつ年々増加しています。今後は過去の実績の伸び率とアンケート調査結果を加味し、利用者のさらなる増加を見込んでいます。また、利用量は過去の実績から、1人あたり月6日程度利用するものとして見込んでいます。



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	利用者数 (人/年)	実績	74.3	106.8	143.1
		計画値	46.0	49.0	53.0
	利用量 (人日/月)	実績	479.8	699.8	921.4
		計画値	451.0	481.0	521.0

※「医療型児童発達支援」は、令和6年度より「児童発達支援」に統合されるため、第2期清須市障害児福祉計画における見込量と利用実績を「児童発達支援」に含んでいます。



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数 (人/年)	見込量	188.0	245.0	320.0
	利用量 (人日/月)	見込量	1,222.5	1,581.0	2,064.9

【確保の方策】

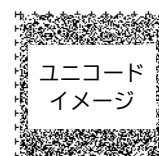
子どもの発達のためには、保健・医療・福祉・教育の関係機関による、途切れのない支援が必要です。発達障がいのある児童については、早期発見、早期療育が重要であるため、愛知県青い鳥医療療育センター、医療機関や保健センターなどと連携し、児童発達支援における早期療育の実施につながるよう支援します。また、医療行為が必要な障がいのある児童に対し、療育の支援を行っていきます。

②放課後等デイサービス

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、計画値を大きく上回り、かつ年々増加しています。一方で、利用量は計画値を下回って推移しており、前期計画期間中の各年度実績の伸び率等を勘案し、令和6年度以降を見込んでいます。また、利用量については、過去の実績から、1人あたり月7日程度利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス	利用者数 (人/年)	実績	293.1	314.8	366.2
		計画値	160.0	177.0	196.0
	利用量 (人日/月)	実績	1,907.2	2,143.2	2,459.5
		計画値	2,080.0	2,301.0	2,548.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用者数 (人/年)	見込量	405.0	448.0	495.0
	利用量 (人日/月)	見込量	2,713.5	3,007.4	3,322.9

【確保の方策】

放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練などを実施し、放課後等デイサービスによる障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図ります。

また、利用者が増加傾向にあるため、サービス提供体制の確保に努めます。

③保育所等訪問支援

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は、計画値を下回って推移しています。アンケート調査の利用意向と事業所数を踏まえ、令和6年度以降を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援	利用者数 (人/年)	実績	1.9	1.8	1.7
		計画値	3.0	3.0	3.0
	利用量 (人日/月)	実績	1.9	2.2	1.9
		計画値	3.0	3.0	3.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人/年)	見込量	2.0	3.0	4.0
	利用量 (人日/月)	見込量	2.2	3.3	4.5

【確保の方策】

保育所等での集団生活が困難な障がいのある児童に対し、安定的に通園・通学などができるようサービス提供体制の確保に努めます。



④居宅訪問型児童発達支援

【利用実績と見込量】

利用者数、利用量ともに計画値を下回って推移していますが、令和5年度から利用者が見込まれていることやアンケート調査結果を踏まえ、令和6年度以降の利用者数、利用量の増加を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/年)	実績	0.0	0.0	0.9
		計画値	1.0	2.0	3.0
	利用量 (人日/月)	実績	0.0	0.0	2.9
		計画値	7.0	14.0	21.0



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/年)	見込量	1.0	2.0	3.0
	利用量 (人日/月)	見込量	3.2	6.4	9.6

【確保の方策】

重度の障がいのある児童に、外出できなくても自宅で発達支援が受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

2 障害児入所支援

サービス名	実施内容
福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所などをする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所などをする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

※県による事業のため、実績及び見込量の設定は行いません。



3 障害児相談支援

サービス名	実施内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者などとの連絡調整などの支援を行います。

【利用実績と見込量】

利用者数の実績は計画値を上回り、かつ増加傾向となっています。前期計画期間中の各年度実績の伸び率等を踏まえ、令和6年度以降も増加を見込んでいます。

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	実績	43.9	48.8	70.7
		計画値	43.0	47.0	51.0
	事業所数 (か所)	実績	6	6	7
		計画値	4	5	6



サービス名	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	見込量	85.0	102.0	122.0
	事業所数 (か所)	見込量	7	7	7

【確保の方策】

障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービスの確保を図ります。



4 子ども・子育て支援事業

サービス名	実施内容
子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れ体制の整備を行うものとします。

【利用実績と見込量】

実績と各園の受け入れ体制を踏まえ、令和6年度以降の定量的な見込量を設定します。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所	利用者数 (人/年)	実績	14	16	11
		計画値	36	36	36
認定こども園	利用者数 (人/年)	実績	8	9	11
		計画値	5	5	5
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	利用者数 (人/年)	実績	5	4	4
		計画値	10	10	10



サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	見込量 (人/年)	24	24	24
認定こども園	見込量 (人/年)	11	11	11
小規模保育事業所	見込量 (人/年)	2	2	2
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	見込量 (人/年)	8	8	8

【確保の方策】

子ども・子育て支援事業計画の推進と連携を図りつつ、障がいのある児童が希望に沿ったサービスを利用できるよう受け入れの体制を整備し、保育の質の確保に努めます。





第 6 章 計画の推進体制



1

計画の推進体制の整備

1 庁内における推進体制の充実

社会福祉課を中心にして関係各課との連携を進め、他の計画も含めて、総合的かつ計画的な実施に努めます。

2 地域ネットワークの強化

本計画を推進するにあたり、愛知県、市社会福祉協議会などの関連機関や、身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、障がい者団体や民間事業者などと連携を図り、効果的な計画の実施に努めます。

3 清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会)の充実

清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会)を開催し、地域における障がいのある人への支援体制に関する現状、課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。



4 名古屋・尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の役割

平成20年2月19日に北名古屋市、清須市、豊山町、春日町(平成21年10月1日清須市と合併)2市2町により、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会が設立されました。

障害者支援協議会、相談支援事業所をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場となっており、次の役割を担っています。

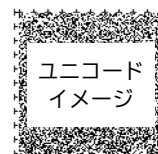
名古屋・尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の役割

1. 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること
2. 困難事例の対応策に関すること
3. 地域の社会資源の開発に向けた協議に関すること
4. 市町の障害福祉計画に関すること
5. その他、市町が必要と認める事項に関すること

これらの項目について協議するため、当協議会には、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障がい者団体、民生委員・児童委員、保健所、学校、行政等の代表者が参加しています。当協議会には、運営会議を設置しており、行政、相談支援事業所、関係機関の実務担当者が集まり、より身近な観点からの、圏域における障がいのある人の実情、希望や要望、状況等を把握し、目的達成のため、意見や提案等の協議を行っています。

また、平成30年度からの愛知県地域保健医療計画においては、地域医療構想(平成28年10月策定)における構想区域と2次医療圏を一致させる観点等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、「名古屋・尾張中部医療圏」としているため、障害保健福祉圏域においても、両圏域を統合し「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」としています。

ただし、これまで別の圏域として、それぞれの圏域単位で事業・取り組みを進めているとともに障害福祉サービスの実施主体としてそれぞれの市町の実情に応じて障害福祉施策を展開しているため、こうした従前の仕組みを維持・継続することとします。

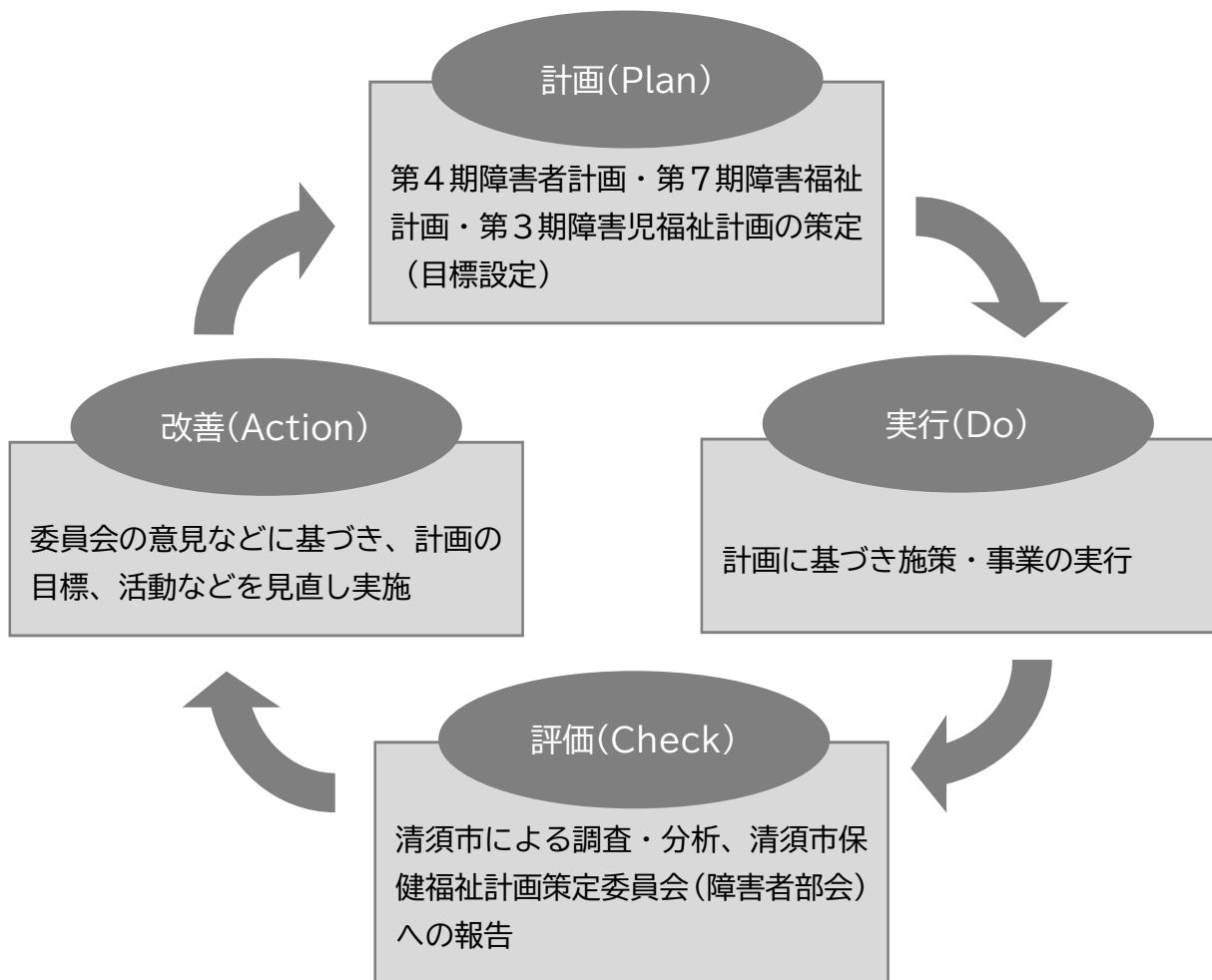


2

計画の達成状況の点検・評価

「第4期清須市障害者計画」に掲げた各施策の取り組み実績、「第7期清須市障害福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績等及び「第3期清須市障害児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制などについて、調査分析・評価などを行い、その結果を清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会)に報告し、意見聴取をするものとします。

■計画の点検・評価(PDCA サイクル)



資料編



1

計画策定の経緯

日 程	内 容
令和5年7月20日	第1回清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会) ・第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況について ・第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画策定の考え方について
令和5年8月2日 ～8月31日	関係団体・事業所ヒアリング調査の実施
令和5年8月22日 ～9月4日	第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・ 第3期清須市障害児福祉計画策定のためのアンケート調査実施 ・手帳所持者等 3,312人
令和5年9月21日	ワークショップの実施 ・第4期障害者計画の策定にあたり、清須市の障がいのある人の現状と課題を明確にし、地域での具体的な取り組みアイデアを立案
令和5年10月26日	第2回清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会) ・第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画の骨子案について
令和5年12月27日	第3回清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会) ・第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画の素案について
令和6年1月4日 ～2月5日	パブリックコメント実施
令和6年2月20日	第4回清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会) ・第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画の最終案について



2

清須市保健福祉策定委員会設置要綱・名簿

1 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

○清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年7月7日告示第21号

改正

平成18年6月29日告示第34号

平成29年3月31日告示第15号

令和2年4月1日告示第41号

清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定及び計画の見直しをするため、清須市保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画の種類)

第2条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。

- (1) 障害者に関する計画
- (2) 保健福祉に関する計画

(組織)

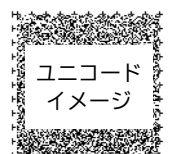
第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。

(部会)

第6条 委員長は、委員会に必要なに応じて部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を1人置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その事務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、社会福祉課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第15号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第41号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

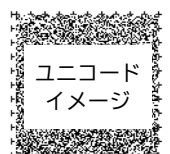


2 清須市保健福祉計画策定委員会(障害者部会)委員名簿

(敬称略、順不同)

職名	氏名	役職	備考
委員長	時田 栄一	社会福祉協議会会長	3条1号 福祉団体代表
委員	太田 良治	心身障害者福祉協会会長	3条1号 福祉団体代表
委員	田中 亜希	心身障害者福祉協会理事	3条1号 福祉団体代表
委員	渡辺 玲子	手をつなぐ親の会会長	3条1号 福祉団体代表
委員	高橋 謙治	民生委員児童委員 連絡協議会代表	3条1号 福祉団体代表
委員	安ノ井 宏隆	尾張中部福祉の杜代表	3条1号 福祉団体代表
委員	打保 由佳	中部学院大学准教授	3条2号 学識経験者
委員	石原 奈央子	女性の会副会長	3条3号 住民代表
委員	加藤 裕	医師会会長	3条4号
委員	近藤 浩幸	歯科医師会代表	3条5号
副委員長	山口 富美代	薬剤師会代表	3条6号
オブザーバー	岩田 はるみ	清須保健所健康支援課課長	

※備考欄については、清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱第3条各号



3

パブリックコメントの結果

実施期間		
令和6年1月4日(木)～令和6年2月5日(月)		
	意見の概要 (全1件)	市の考え方
1	<p>公共施設等のバリアフリー化について</p> <p>名鉄新清洲駅について、令和6年1月から駅員不在の無人駅となっており(朝の時間帯を除く。)、付添いを必要とする者の利用が非常に困難となり、困窮しているため改善して欲しい。</p>	<p>名鉄新清洲駅の駅員配置については、運営する名古屋鉄道が管理しております。駅員については常駐していませんが、事前に名鉄新清洲駅にご連絡いただくことで車いすをご利用の方が階段昇降できる「車いす対応チェアメイト」を活用していただくことができます。</p> <p>また、ハード整備に関しては、鉄道高架事業と合わせてバリアフリー化される予定です。</p>



4

用語解説

A～Z

○ADHD(Attention Deficit-Hyperactivity Disorder:注意欠陥・多動性障がい)

知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、種々の程度の学習や行動の異常があり、中枢神経機能の偏りを伴うもの。この中枢神経機能の偏りにより、認知、概念化、言語、記銘、注意の集中、衝動の抑制、運動機能の障がいのいくつかが重複してみられるもの。

○ICT(Information and Communication Technology)

IT(情報技術)に、コミュニケーション(通信、意思疎通)の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有する技術のこと。

○LD(Learning Disability:学習障がい)

基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障がい。学習障がいは、中枢神経に何らかの機能障がいがあると推定される。その障がいに起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕著化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。

○NPO(Non-Profit Organization)

民間非営利組織。環境、福祉、国際交流などに関する目的で広範囲にわたり様々な活動を行っている非営利の民間組織。

あ行

○アクセシビリティ

情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に障がいのある人や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

○医療的ケア

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援のこと。このような支援が日常的に必要な子どもを「医療的ケア児」という。

○インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育のこと。



○親子通園施設

心身に障がいのある児童とその保護者に対し、通園による集団療育の場を与え、心身障がい児の自主性と社会性を高めることにより、日常生活への適応能力の増進を図る施設。

か行

○介護給付

障害者総合支援法による事業体系の区分のひとつで、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動支援、重度障がい者等包括支援といった訪問系サービスのほか、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援がこれに含まれる。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

○強度行動障がい

直接的な他害(かみつき、頭突き等)、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

○居住サポート事業(住宅入居等支援事業)

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業。障害者総合支援法による地域生活支援事業の中の相談支援事業に含まれる。

○権利擁護

知的障がいのある人や認知症高齢者等、判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。

○高次脳機能障がい

けがや病気によって脳に損傷を負い、その後遺症として知的な機能に障がいが出て日常生活や社会生活に支障をきたす状態のこと。

○合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。



○サピエ図書館

全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネットによる書誌データベースのこと。全国約220の加盟施設・団体が登録した点字・録音図書目録や、点字データ、デジタルデータを無料で利用することができる。

○児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、また、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行う等、地域の中核的な療育支援施設。

○障害支援区分

障がいの多様な特性や、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分1～区分6の障害支援区分が定められている。

○障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の就業や、日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とし、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

○重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。

○社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁(バリア)となるような社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある人への偏見など)、その他一切のものをいう。

○主任相談支援専門員

相談支援員の中でも、相談業務全般のマネジメントや、支援困難ケースへの対応などの高度な相談支援、社会資源の開発・連携や地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけなどの業務を行う相談員。



○手話言語法

手話を言語として認めることを求める法律案。この法律案は、手話を日本語と同等の言語として認知し、ろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び仕様に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としている。

○身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体に障がいのある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じるとともに、必要な援助を行う相談員。

○身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの、身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、ぼうこう又は直腸、省庁、免疫機能)に分けられる。

○生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の影響を受けて発症する病気の総称。

○精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がいのある人の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障がいの程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

○成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。



○地域包括ケアシステム

地域支援事業を円滑に推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを地域で一体化して提供していく体制。

○知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人やその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う。

○通級教室

小中学校に通う障がいのある児童生徒が、通常学級に在籍しながら、障がい特性に合った個別の指導を受けるための教室。

○デフリンピック

国際ろう者スポーツ委員会(CISS)が運営する、聴覚障がいのある人の国際的なスポーツ大会。1924年に委員会の設立以降、夏冬ともに4年に1度開催されている。

○特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

○難病

原因不明、治療法未確定、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きいとされている疾病。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

○日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な知的・精神障がいがある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が各種福祉サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業。

○ネットワーク

網目状の構造とそれを維持するための機能のことであり、社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。



○8050問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る経済的困窮や社会的孤立に起因する問題。

○発達障がい

一般的に、乳幼児から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障がいを指す概念。一般的には、知的障がいを伴わない軽度発達障がいだけを指す場合が多い。代表的なものには、精神発達遅滞、広汎性発達障がい(自閉症・アスペルガー症候群など)、特異的発達障がい(学習障がい(LD)、運動能力障がい)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)などがある。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。障がいのある人の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。

○ピアサポート

障がいのある人が地域での生活に馴染むことができるよう、同じような立場の人による様々なアドバイスをを行い、必要な支援を行うこと。

○福祉ホーム

住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援するための事業。障害者総合支援法による地域生活支援事業の中の任意事業に含まれる。

○法定雇用率

「障害者雇用促進法」によって定められた民間企業・国・地方公共団体が障がいのある人を雇用すべき割合。

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

○ユニバーサルデザイン

施設や道具、仕組みなどが、すべての人にとって利用・享受できる仕様・デザインとなっていること。



○要約筆記

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍も速く、すべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

ら行

○リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人の自立と社会参加を目指す障がい者施策の理念。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が肝要である。

○療育

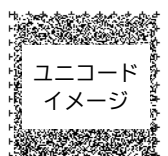
障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

○療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判定された人に対して交付される手帳。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度、C判定が軽度となっている。

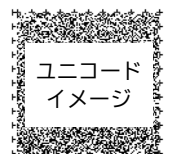
○臨床心理士

カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職。



第4期清須市障害者計画・
第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月
発行者 清須市 健康福祉部 社会福祉課
住 所 〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
T E L 052-400-2911 (代表)
F A X 052-400-2963







ユニコード
イメージ